

第百七回 参議院大蔵委員会會議録第一号

昭和六十一年十一月二十六日(水曜日)

午後二時三十分開会

委員氏名

井上 裕君
大浜 方栄君
梶原 清君
山本 富雄君
赤桐 操君
塩出 啓典君
岩動 道行君
大河原太一郎君
岡部 三郎君
河本嘉久蔵君
斎藤栄三郎君
斎藤 文夫君
中村 太郎君
藤野 賢二君
矢野俊比古君
吉川 博君
志苦 裕君
丸谷 金保君
八百板 正君
多田 省吾君
和田 教美君
近藤 忠孝君
吉岡 吉典君
栗林 卓司君
野末 陳平君

辞任 市川 正一君

十一月十三日

辞任 吉岡 吉典君

十一月十四日

辞任 橋本 敦君

十一月十七日

辞任 志苦 裕君

十一月二十五日

辞任 佐藤 三吾君

十一月二十六日

辞任 村沢 牧君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任 近藤 忠孝君

補欠選任 橋本 敦君

補欠選任 吉岡 吉典君

補欠選任 佐藤 三吾君

補欠選任 村沢 牧君

補欠選任 中村 哲君

井上 裕君

大浜 方栄君

梶原 清君

山本 富雄君

赤桐 操君

塩出 啓典君

岩動 道行君

大河原太一郎君

岡部 三郎君

河本嘉久蔵君

斎藤栄三郎君

斎藤 文夫君

中村 太郎君

藤野 賢二君

国務大臣

政府委員

局長

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

矢野俊比古君

吉川 博君

中村 哲君

丸谷 金保君

八百板 正君

多田 省吾君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉岡 吉典君

栗林 卓司君

野末 陳平君

宮澤 喜一君

田中 努君

中西 啓介君

藤井 孝男君

足立 和基君

角谷 正彦君

○委員長(井上裕君) 次に、國政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、租税及び金融等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(井上裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上裕君) この際、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先般の新内閣発足に当たり大蔵大臣を拝命いたしました宮澤喜一でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

我が国経済を取り巻く状況は、現在、内外情勢とも厳しい局面を迎えております。このような時期に財政金融政策の運営に当たることとなり、その責任の重大さを痛感いたしております。

今後、政策運営に誤りなきを期すべく、全力を尽くしてまいります所存でございます。

今後の財政金融政策につきましては、先般財政演説において申し述べたところでありますが、本

説明員

事務局側

常任委員会専門員

厚生省生活衛生局食品保健課長

大澤 進君

保家 茂彰君

本日の會議に付した案件

委員会において所信の一端を申し述べ、委員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。まず、最近の経済情勢と政策運営につきまして申し上げます。

私は、先般、IMF・世銀総会等一連の会議に出席してまいりました。

これらの場において、世界経済の見通しにつきましては、インフレ率及び金利の低下等がいくつ明る影響を及ぼすであろうとの意見が大勢を占めました。一方、各国とも大幅な経常収支不均衡に懸念を表明しておりました。

このような認識を背景に、不均衡是正のためには、協調的な努力が強化されることが必要であり、今後大幅な為替レートの調整なしに不均衡が是正されるよう努力を行うことが合意せられました。

一方、我が国経済は、円高の急速な進展等により、製造業を中心に企業の業績判断には停滞感が広がっており、調和ある対外経済関係の形成に努めるとともに、内需を中心とした景気の着実な拡大を図り、雇用の安定を確保する観点から、去る九月、総合経済対策を決定いたしました。

本対策は、三兆円の公共投資等の追加等を含め、総事業規模は約三兆六千億円に達し、行財政改革路線を堅持するという基本方針のもとで、政府として最大限の努力を行ったものであります。

政府は、十月三十一日、この総合経済対策を実施するため公共事業関係費の追加を行うほか、所要の税収見込み額の減額を行うこと等を内容とする昭和六十一年度補正予算を国会に提出いたしました。本補正予算につきましては、国会の御審議を経て十一月十一日に成立したところであります。

なお、本補正予算に関連して、昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を提出しております。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

とらえ、同日、公定歩合の三・五%から三・〇%への引き下げを決定し、今日一日から実施しておりますが、これは現下の経済情勢等に照らして時宜を得た適切な措置と考えます。

さらに、同じ十月三十一日には、私とベーカー米財務長官との間で共同声明を発表いたしました。

共同声明におきましては、第一に、我が国の財政金融政策にわたる一連の措置及び米国の財政赤字削減等をお互いに高く評価し、このような両国の措置等は、世界経済の成長を促進し、貿易不均衡の縮小に資することについて意見が一致したことを表明いたしました。

第二に、為替相場の不安定は安定した経済成長を脅かすおそれがあるとの見解で一致し、プラザ合意以来達成された円とドルの為替調整は今や現在の基礎的諸条件とおおむね合致するものであるとの相互理解に達し、為替市場の諸問題について協力を続ける意向を再確認いたしました。

これらの両国の政策努力は、東京サミット及び九月末にワシントンで開催された一連の会議における政策協調への決意に沿った重要な一歩であり、他の主要先進国にもこのような努力に加わることを呼びかけるものであります。

次に、今後の財政金融政策の基本的考え方について申し上げます。

我が国財政を取り巻く環境には一段と厳しいものがあり、我が国経済社会の活力を維持し、国民生活の安定と充実を図っていくためには、引き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力を回復することが緊要な政策課題であります。

昭和六十一年度予算につきましては、制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行い、一層の経費の節減合理化に取り組んでまいり所存であります。

税制の抜本的見直しにつきましては、税制調査会において、去る十月二十八日、所得課税の軽減合理化、法人課税の見直しについての検討の具体的な方向と、間接税、資産税、利子配当課税等のあ

り方についての基本的考え方を含めた一体としての包括的な答申がとりまとめられたところであります。

政府といたしましては、答申において示された基本的方向に沿って抜本的な税制改革案をできるだけ早期に一体的に取りまとめ、国会の御審議を経て、その実現に最善の努力を傾けてまいり所存であります。

さらに、経済全般にわたる国際化の進展等に対応して、金融の自由化及び円の国際化を進めていくことは、我が国経済及び世界経済の発展等に資するものであります。今後とも、適切な環境整備を図りつつ、自由化及び国際化を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、財政金融政策に関する私の所信の一端を申し述べました。

委員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○委員長（井上裕君） 次に、大蔵政務次官からそれぞれ発言を求められております。順次これを許します。藤井大蔵政務次官。

○政府委員（藤井孝男君） このたび大蔵政務次官を拝命いたしました藤井孝男でございます。

極めて厳しい財政事情の折から大変な任務だと思っております。誠心誠意この任務を遂行するよう努めてまいりたいと存じます。何分にも微力者でございますので、諸先生方の御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。一言ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（井上裕君） 中西大蔵政務次官。

○政府委員（中西啓介君） 先般の改選によりましてはからずも大蔵政務次官を拝命いたしました中西啓介でございます。

その職責の重大さをひしひしと痛感いたしました。大変微力者でございますが、全力を挙げてその責めを全うするべく頑張つてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御指導、御叱正を心からお願い申し上げます。一言ごあいさつにかえる次第でございます。ありがとうございます。

ございました。

○委員長（井上裕君） 次に、昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を議題とし、宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣（宮澤喜一君） ただいま議題となりました昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和六十一年度におきましては、給与改善費を初めとする追加財政需要が相当程度に上る一方、税収は当初予算をかなり下回る状況にあり、政府は、補正予算編成に当たり、まず、既定経費の節減等に最大限の努力を払ったところであります。が、なお財源の不足が生じる状況にあります。

こうした厳しい財政事情のもとで、特例公債の追加発行を回避するため、本法律案は、臨時異例の措置として、昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の全額を補正予算の不足財源に充当することができるよう財政法の特例を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

財政法第六條第一項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金金の償還財源に充てなければならぬこととされておりますが、昭和六十年度の剰余金については、この規定は適用しないこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（井上裕君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

いんですが、どうもこの基金制度そのものの意味が非常にあいまいになってきているんじゃないか。これは、昭和四十年代に公債を発行するのに合わせて大きくこの制度を変えて今の法律になつていくわけですが、一体この制度のねらいはどこにあったんでしょうか、当時の。

○国務大臣(宮澤喜一君) 減債基金制度そのものの意義はどうであったかということでございますけれども、一般会計から国債整理基金に対して一般財源を繰り入れるという考え方は、国債政策をいわば節度あるものとしたしまして、政府自身に国債をみだりに発行しないようにする政府自身に對するいわば自粛と申しますか、歯どめであり、またそれによって国民の理解と信頼を国債政策の上で確立したい、こういう考え方で昭和四十二年に成立したものでございます。

○丸谷金保君 今大臣がおっしゃったような形には国債はなっていないせんわね。どんどんふえていく。一方で基金はほとんど表を見ますとふえていないんです。国債の方はどんどんふえていきますけれども、これを担保すべき剰余金の積立金というのとはどんどん取り崩して、実質的な基金として積み立てられているのは非常に少ない状態がここ数年続いております。だから当初の意味がどうもなくなってきたんじゃないかということが実は強く感じられるんです。

特に、ことしのこの提案理由の中で「臨時異例の措置」ということを言っているんですが、臨時異例の措置というのではないでしよう。五十五年、五十七年、五十九年、ずっと臨時異例の措置やっていますね。五十八年にわずかに積んでおるといふふうなことで、これはもう臨時でないじゃないですか。恒常的な措置でないですか。どうなんですか、こういうのを臨時異例と言っているんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 古く終戦直後のことに戻りますと、一般に国債というものは、我が国が戦争に深入りしたときの、それを可能にした方法であったという反省がありまして、財政法そ

のものがいわゆる歳入補てん公債というものは考えないという立場に立っておりまして、したがって、今日でもそれは特例公債と呼ばれて財政法の特例としてお許しを得て出しておるということでございますが、そういう時代から始まりまして、我が国の高度成長時代あるいは石油危機等々いろいろなことがございました。やはり今日といえども歳入補てん公債というものは本来のものではない、これは特例である。

そして、減債基金というものはやはり基本的には、いろいろな方法がございすけれども、例えれば毎年度、現在、国債の現在額の一万分の百六十でございすか、百分の一・六を繰り入れるべきである、これは一般会計から繰り入れるべきである、あるいは決算上の剰余金の二分の一を下らないものを入れるべきである、さらに余裕があれば予算措置によって繰り入れをするといったような、そういう物の考え方は確かにこの何年かの財政の現実とはいわば離れておりますけれども、しかし基本的にはそういう厳格な国債管理というものが財政の姿勢でなければならぬ、そういうことを私ども考え方の基本には持っていないければならない。

そういうことから、確かに特例あるいは異例のことが続いておりますものの、この基本の建前はやはり崩さないでいこうというのが今日現在の考え方でございすものでございす、丸谷委員の言われましたように、確かにそれが普通でそれが特例かというところは少しこのところ怪しくなっておりますけれども、そういう基本の考え方はやはり持っているべきであるというふうに思っております。

○丸谷金保君 財政の建前の話はわかるんですが、しかし、もう少し実質的な運営ということをやっているかなければならない時代に入っていて、例えば地方自治体でこれと似たので財政調整積立金というのがあるんです、その年度の黒字の二分の一をやはり起債の償還財源として積み立てなさいという。これをいつも積みながらもったいないなと

思ったんです。片一方で借金しながら片一方で貯金していく。これは国だって同じことだと思ふんですがね。言うなれば、簡単に言うとな歩積み再建でしよう。財政調整基金というのは歩積み再建でだというふうに考えてよろしゅうございすね。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはいろいろ問題のあるところございまして、片一方で特例公債を出しておるといふときに片一方で積んでおるといふことは、いわば片一方で借金した金で積んでおると効果は同じではないか、こういう御指摘かと思ひます。

そういう問題意識は私自身も実は持っていないわけではございませんけれども、さりとて、減債制度というのは先ほど申しましたような沿革もあり、また財政当局自身への一つのやはり戒めでございますから、そのところをどう考えていくかというところは私自身も問題意識を持ちながら、しかし減債制度の持つておる意義というものはやはりそれ自身は大事に考えなければならぬというふうに思っております。

○丸谷金保君 お話はわかるんですが、まさにそのとおりだと思ふんです。しかし現実はそのようになってないし、こういう時代に入っていますと、国債を発行しないで財政の運営をしていくということはもう全く不可能な状態が続いてきているのに、なおかつ建前だけ今大臣のおっしゃるようなことで通していつてこういう法案が毎年毎年出てくるならこれ意味ないんですよ。

十年に一遍臨時異例の措置だというならわかりますよ。しかし、三年も五年も続いて臨時異例で出てくるようなら、こういう基金制度の制度そのものをもう少し掘り下げて考え直してみるときに来ているんじゃないか、そういう実は私は気がいたしまして、臨時異例ということとはまことに表現としても遺憾だと思ひます。提案理由で臨時異例なという言葉を使われるということは、ちょっともう何か違和感が大き過ぎる、こういう感じがいたしますので、こういう提案の仕方について

は、私はむしろもうチャラにしちゃって、貯金なんかする分があったら借金返すのに一銭でも回すことの方が、差し引き金利は違ひますでしよう。預金金利の方が高ければいいです。しかし結果的にはこれ国民が損していることになる、高い金利の金使つて安い積み立てをしていっているんですから。それを建前だけでこういう損を続けていく制度そのものを見直すべきだと思いますし、臨時異例などということは全くもって不適切な表現だということをお指摘しておきたいと思ひます。

それからさらに、最近では基金保有国債の売買が、説明の表ではコンベンショナル方式、いわゆる競争入札というんですか、方式というのは何かこうそれぞれ札入れさせるなり何なりして売っているように見えますけれども、実際には昭和五十九年以降資金運用部と日銀が全部これを引き受けているんですね、この減債基金の国債整理基金保有国債の売買移動状況を見ますと。ですから、この表を見ましてほとんど日銀と資金運用部が引き受けて整理基金保有国債の売買移動をやっているというふうな状況から見ますと、なおさらそういう感を強くするんです。要するに、どんぶり勘定の中的たらい回し、簡単な言葉で言ひますと。

それで、今のこの提案理由の中にもありましたけれども、税収が余計見込めないのだからこういう措置をとらなきゃならぬ。昨年の剰余金の内訳を見ますと、私は不用額がもう少し多いと思つたんです。不用額が千七百六億円になりました。まことにこれは上手にお使いなさったものだ、執行の面において言へばもう満点の執行をなさつたと思ふんですが、それにもかかわらず税外収入で歳入がふえて四千四百五億というふうな剰余金が出てきた。この税外収入というのは主にどんなものがあるんですか。

○政府委員(角谷正彦君) 六十年度の決算剰余金四千四百五億の内訳は、今丸谷委員御指摘のように、歳出の不用が千七百六億円、それから歳入の増加が千七百二十三億円の合計額から特定財源として充当すべき道路財源の二十四億円を引いた

ものでございます。

今お尋ねの歳入の増加二千七百二十三億円の主な内訳は、これは日銀納付金を中心に税外収入全体で三千四百八十五億円でございまして、そのうち大きいものは日銀納付金の三千二百二十五億円でございまして、日銀納付金の三千二百二十五億円の発生したかということでございますが、これは国債市況が本年度の前半非常によかつたということによりまして、国債市況の上昇によりまして、日銀の行いました売買オペ等によりまして日銀の昭和六十年度下期決算が非常に高収益になつたということに反映するものでございます。

それ以外の税外収入の主な内訳でございますが、これは日本中央競馬会納付金が百四十八億円でございまして、これはいわゆる馬券の売上が多かつたことのために第一種納付金が若干ふえたということ、それから決算上の利益の二分の一を入れます第二種納付金が当初予算二百億に対して三百二十六億ふえたということ、この二つの原因でございまして、これが主な原因でございまして。

○丸谷金保君 この時の税収が非常に減収する見込みで補正予算の財源が足りないので取り崩すと。税収見込みがそんなに悪いんですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私から、政府委員がおりませんので。

ことしの税収見込みでございますが、まず法人税におきまして九千八百十億円で、それから所得税の中で源泉所得税五千七十億円で、それから関税でございまして七百五十億円で、それから石油税二千五百億円で、これら等々合算して租税及び印紙収入一兆七千六百八十億円でございまして、その他に今度は増収分がございまして、それは有価証券取引税三千四百八十億円で、相続税二千九百九十億円でございまして、差し引きまして一兆一千二百億円でございまして、減収を計上いたしました。

○丸谷金保君 しかし、この税収が落ち込むというのは、今の段階でまだそう簡単に片づけてしまふのは私はちょっと早いんでないかと思うんです。それが理由でこの減債基金を取り崩すんだと

いうことは、この税収そのものは、これは本年度のまだ税収が決まつたわけでないでしょう。今のうちからそんなに減収するんだというふうな見通しを立てるのは少し早いと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 実は補正予算を編成いたしました時期を十月初めまでおくらせましたのは、法人の九月決算を見たいということ、それから三月決算の法人につきましては九月の中間決算を見たいという気持ちを中心であつたわけでございまして、それらのことをいけば積み上げまして、法人税収一兆円近い、先ほど申し上げましたような税収減をはじまして、これはいわゆるGNPの方から計算いたしましたのでありまして、当初計算に使いました積み上げ方式をやりにまして九月決算の時点で集計をいたして見たわけでございまして、いわばこれをもちまして来年度の三月決算までを見通しまして、まずこれ以上の減収はないであろうという気持ちで計上をいたしております。

源泉所得税につきましては、給与関係、殊にボーナスとか時間外手当等々の当初の見積もりが大きい過ぎたという感じがございまして、これも年度末まで見ておるつもりでございまして、あとは石油税、これは石油価格そのものがドルで下がつておりますのと円高と両方ございまして、まあまあ全部これら合算して減の方が多分これで年度末まで大きな間違ひはあるまいというふうに考えております。

増収の方は、相続税と有価証券取引税等々でございまして、有価証券の取引そのものはちよつと今になりまして、この間うちではございまして、今けれども、まあまあ大体のところはこれで間違ひないかと。もう一度いわば大きな歳入欠陥があつて減額補正をしなければならぬというふうなことは起こらないつもりで見積もりを立てたつもりでございまして。

○丸谷金保君 私が、まだ税の問題を九月決算から試算して出すというのはちよつと問題があるの

でないかと思ひますのは、円高、石油安その他の輸入品が安くなつてきていることのメリットというのはどうしても輸出のダウンよりはおくれてまいりますね、ワンステップ。そうしますと、むしろこの後半に例えは金融関係あるいは石油、電力、こういうのが大幅増益の見通しが非常に立つてきていますからね。もちろんそれらも繰り込んでいけるんだらうけれども、だからといって、ここで減債基金まで取り崩すほどにきつと大臣が今これくらいは落ち込むという見通しを立てるのは、多いにしても少ないにしても早計ではないのかなという気がするんです。

これが一月なり二月になつてからならわかるんですよ。最後の補正予算で減債基金の問題出てくるんならわかる。ここでわざわざそういうことをしなきゃならないということの意図が那邊にあるか。例えば輸出なども十月はもう百九十一億ドルというふうな非常に伸びておりますね。船舶だとか自動車部品中心に伸びておる。こういうふうないい業界もあるわけなんです。差し引きドルがたまっていくということは必ずどこかもうけていける会社がたくさんあるはずなんです。

それから、今GNPの問題でなくと言ひましたけれども、確かに今のようないくつかの盛んになつてくると、GNPは上がらないけれども金の動きは大きく動く。有価証券取引税のようなものは予想以上にふえてくるんじゃないか。こういうプラス材料もまだ幾つか出てきていますはずだと思ふんです。あえて大蔵省が試算してくれたい減収になるというんですから、私の方はそういう一つ一つの会社の決算当たつての予想でございませぬから、これはまあ強いては言ひませぬけれども、今の時点でこういう法案を出して、こういう税が減少するんだという決め方というのは非常にまだ問題があるということだけ特にここではこの法案に関連して申し上げておきます。

それから、きょう初めて大臣の所信表明をお聞きするわけですが、ちよつと緊急な問題がありまして、例えば公定歩合の問題なんかありますけれども、お酒の問題をちよつと先にやらしてもらいたいと思ひます、緊急の問題も出てきていますので。

ドイツ、オーストリアのワインが去年問題が起きました、それでそのために検査をして、ジェチレングリコールの入っていないワインについてはシールを張るということで、これは検査済みで心配ないですよというシールをドイツワインなんか張っているんです。これがドイツの方ではもういかにげんにやめてくれというふうなことを言つてきているんで、これの取り扱いを、いつまでシールを張らせるつもりなのか。私はシール張るとき反対したんです。というのは、一遍張つたらなかなかとれないよ、張るのは簡単だけれども、これをとるといふことは大変だということと反対したんです。けれども、それでも業界なんかは、とにかくもうでもしなけりや売れないからというところでシールを張つて走り出して一年たつて、結局今になつてみると、いつまでやつたら——これは一遍やりま

すとなかなか簡単ににはがせないんです。これはお酒ですから大蔵の関係ですけれども、所管は厚生省がやっているとありますが、厚生省おいでになつていたら、ちよつとこれどうするつもりなのか。

○説明員(大澤進君) ただいま西ドイツあるいは関係団体からワインの安全シールについて先生から御指摘のような状態があるわけでございまして、つまり、このワインの安全シールについてできるだけ早期にもとの状態に戻すべきではないか、という意向が出ておるわけでございまして。

私もといたしましては、当時事件が発生した段階で既に輸入されている瓶詰ワインがあつたわけでございますが、輸入されたそれらのものについては、ジェチレングリコールが混入しているかどうかということがまず明確にされなければ販売できない、こういう状態にあつたわけでございまして、したがって、その当時のワインについて販売者の方がそれぞれ検査をしてジェチレングリコールの混入の有無をはつきりさせ、入つてな

いものについては入っていないという印というか、わかりやすい形としてシールを張ったわけでございます。しかし、およそ一年以上過ぎたわけでございます。今言った状況が指摘されておるわけでございます。

そこで、じゃ今日時点でどういう状況になればこれがもとの状態に戻せるかということになるわけでございますが、当時相当のものが輸入されておったわけでございます。現在でも業者によっては未検査の在庫ワインがある、その確認がまず必要である、第一点は。それから第二点は、既に調査を行っているのは協会加盟の会員中心なわけでございますが、それ以外の業者につきましても、手持ちのワインの把握をきちんとして、またその処理をどうするかというものを明らかにしていただく。この二つの点がございまして、これらの二つの点がきちんと処理され、ジェチレングリコール混入ワインが販売されるおそれがない、こういう確認がまず必要なことでございます。こういう観点から、既にこのワインの関係の協会に對しまして、今申し上げた二点についてきちんとして調査するように指示しているところでございます。

さらに、既に調査しているわけでございますが、じゃいつごろこれが外せる状況になるかというところでございますが、なかなか協会等も一生懸命やっておりますわけでございますが、一部のものについてきちんとしてまだ把握されないものがございます。ただ、それともかなり詰まっておりますというようにございまして、近々私どもの方にそれらの全体の調査結果の報告が出るというぐあい聞いておりますので、私もそれらの報告をきちんとして吟味した上で判断していきたい、かように考えております。

○丸谷金保君 これは外交ルートを通じて依頼も来ていますので。

そして、大体不凍液を入れたワインというのは、ドイツのピエロートという瓶詰会社ですが、こういうところが主に大きく、日本に来ていたもの七、八割がその関係のものだと言われている

るんですけれども、ドイツだつてまじめな、自分たちで生産してそしてそれをワインにしているような人たちはそんなことやってないですよ。ごく一部の悪徳の業者がいたためにドイツワインというふうなことになると思いますので、それがいつまでもドイツワイン全部シール張つていまして非常には大変なことだ。だから私は反対したと思うので、これはまだ一部残っているからといって、一体それじゃいつごろをめぐって——例えば日本にはピエロートの販売会社ありますね、これは現在でもやっています。しかし本社の方はつづれちやうど残っているんですね。そうするともう向こうからのやつはないんですから、日本の国内のそういうところの残っているのをまだ調べてないといつたって、いつまでもかからないでもやれるんじゃないですか。いいかげんところで大体のめどをひとつ立ててそういう詰めをやつていただかないと困ると思うんですが、どうなんですか。

○説明員(大澤進君) おっしゃるとおりでございます。この事件に關しては、販売業者あるいは輸入業者がすべてジェチレングリコールワインを輸入したり販売したわけではないわけでございます。特に特定の輸入業者あるいは販売業者によつて多くのジェチレングリコールワインを輸入販売していたという実績があるわけでございますが、私もそういったしるしは、できるだけこういう通常の状態でないものを通常の状態に戻したいという気持ちには私も同じでございます。先ほど申しましたが、既にもう協会の方ほとんど調査が終わつておりますので、もうほんの近々に報告が出てくる。ただ、十一月ももう終わりで十二月に入るわけでございますが、来月に入るわけでございますが、年内ぐらいいつに、できるだけ早くにこれらの調査報告をきちんとして吟味、判断して、安全が確認されたという段階ではもとの状態に戻していきたい、かように考えております。

○丸谷金保君 それじゃ年内には何とかけりをつけたというふうに理解してよろしゅうございませう。

すね。

それで、この問題のときも前に申し上げたんですが、腹痛一つ起こらなかったんですよ、不凍液は。しかし入れてはいけぬものを入れたんだからこれはやっぱりよくないことなので、ドイツやオーストリアは罰則が非常に強いんです、こういうものについての。日本では罰則がないので、こういう点もあわせてきちんとして、そういう入れちやいけぬものを入れたという、あるいはその事実を知りながらそれを何とか隠してこういうことについては、もう少しやっぱり食品衛生上のきちつとした国の態度というか対応というか、そういうものが私は必要だと思ふんです。

それで、今また、実はきのうなんです、新聞によりまして、アメリカのバーボンにカルバミン酸エチルが安全基準以上検出されたということのニュースが出ておるんです。これはジェチレングリコールなんかと違つて別に特別なものを入れたからそうなんだということじゃないと思ふんですが、これは一体どうなんですか。

○説明員(大澤進君) 御指摘のように、洋酒の一部において動物で発がん性を示すカルバミン酸エチル、またはウレタンとも申しておりますが、これが含まれているという情報がありました。私も現在国内のものについてもその含有量を調査しているところでございまして、ただ新聞報道でございまして、私も公式のルートを通じてさらに詳細な具体的な情報の収集に努めているところでございまして、今の段階では、報道中におけるFDAの安全基準、こういうものについてはまだ承知していない段階でございます。

○丸谷金保君 これどうなんですか、ヨーロッパなんかで、ウイスキーとかブランデーなんかもうですが、たを焼きますね。たを焼くとカルボンが出るでしょう。日本でも俗な言葉で御飯のお焦げを食つても発がん性のあれがある。やっぱり魚だつて黒焦げに焼いたらいけない、お焦げいけないという、全部あれカルボンですよ。だからそういうたのカルボン、これらが結局ワイ

ンの中へ入れますとアルデヒドですかに変わりますね。そういう形の中で出てきたんじゃないかというふうな、これは素人考えですよ、気がするんだが、そういうことはどうなんですか。

○説明員(大澤進君) このケースの場合でございますが、今先生御指摘の点について、私もそういう場合があるかどうかはさらに研究、勉強したいと思ひます。

少なくとも今回の洋酒の一部でカルバミン酸エチルが出たというこのケースでございますが、これはアルコール飲料中に、御承知かと思いますが、カルバミン酸エチルが生成されるメカニズムがどうあるようございまして。アルコール類をつくる場合に、その原料の食品中に既に天然に含まれているたんばく質があるわけでございますが、そのたんばく質中の窒素源、窒素ですね、具体的にこれは、発酵過程の中で窒素源が変化しましていわゆる尿素という形になります。この物質が発酵過程で、アルコール類でございましてからエチルアルコールがたぐさん入っておりますが、このエチルアルコールと反応しまして、これと化学反応を起こしまして生成される、専門家の調査によるとそういう形でできるものであるというぐあいに現れております。

ただ詳細については、それ以外の過程でできるかどうかというのはなお研究者で検討されておりますが、今一番考えられるのは、アルコール飲料中の既に原料食品中に入っているたんばく源、その変化したもの、当然入っているエチルアルコール、これが化学反応を起こして、それでカルバミン酸エチルというものが出てくる、こういうぐあいに今のところ考えられております。

○丸谷金保君 これ去年のような騒ぎになつても困るんで慎重に對していただきたいと思ふんですが、カルバミン酸エチルの場合でも、動物実験はやつたけれども、それじゃ人体にはどうだというふうなあれはまだ出ておりません。未確認ですよ。結局は許容量というところになりまして、ジェチレングリコールのように外から入れ

たんでないといふれば。

そういうものをきちんとしなきゃならないときに、この新聞なんか見ますと、安全基準の五千倍もというふうな話が出て、ちよつとこれ常識で考えられないし、大体安全基準、アメリカだってまだ人体に対する影響度がはつきりしない段階で、どこまでが安全だということのあれが出ていないのに、なぜ五千倍なんていうこんなことが出てくるんでしょね。ちよつと常識で考えられないような数値なんですけれども。

○説明員(大澤進君) 御指摘のとおりでございます。私どももアメリカの情報につきましては、先ほど申しましたように、その根拠といいますか、具体的な資料なりデータというものを今要請しているところでございます。少なくとも今の段階までで聞いた範囲でアメリカでは安全基準が設置されているというふうな報告はまだ聞いておりません。

そこで、五千倍等という新聞の報道でございますが、その他のいろいろなこれまでにわかつている範囲で、聞いているレベルで見たところでは、アルコール中に入っているレベルはそう高いものじゃない。現在得られている情報では、アルコール飲料中のカルバミン酸エチルの含量というものは大体十億分の一というごく微量の単位のレベル、こういうレベルで含まれているというぐあいになっております。

そこで、私どももそれらの専門家の意見も聞いているところでございますが、専門家の皆さんにお伺いしたところによりまして、こういうレベルでは直ちに問題となるようなレベルではないんじゃないかというぐあいに言っております。もともと、先生が最初おっしゃいましたように動物での実験等は既に前にあるわけでございますが、人間でのデータは当時のがんの国際機関でもなかなかない、そういう報告をしております。私どもも、そうはいないながら、発がん性物質ということでございますし、今後とも十分調査研究をして安全の確保に努めるつもりでございますが、いずれ

にしてもそういう十億分の一のレベルで出ているというのが一般的である、こういうぐあいに聞いているところでございます。

○丸谷金保君 ちよつと待ってください。それは十万分の一じゃなくて十億分の一ですか。それは Ppm が百万分の一でございますから、さらにその千分の一のオーダーですね、レベルで……

○丸谷金保君 Ppm ですか。

○説明員(大澤進君) Ppb でございます。Ppm のさらに千分の一でございます。ですから、百万分の一のさらに千分の一ですから十億分の一のオーダーというレベルで出ている、こういうことでございます。

○丸谷金保君 幸い日本ではたんなるか焼きませんからそう心配ないと思つておるが、それでもとにかくこのものでも出てくればそれはお酒全体のイメージにもつながるししますから、そういう点は今のところまず心配はないということですが、慎重にひとつ対応していただきたいと思ひます。

○説明員(大澤進君) 私どもも、御指摘のように食品あるいはアルコール飲料、人間の体に入ってくるものでございますが、十分に研究調査し情報の収集に努めまして、安全確保に一層の努力をしてみたい、かように考えております。

○丸谷金保君 それじゃまた大臣、実は地方銀行協会の大会、あのとき私も聞いていたんですが、そうしましたら税金の問題について公平、公正、簡素、選択並びに活力ある税制に変えていく、こういうお話をしている。後で記録を見ましてもそういうふうに出ております。減税どこにも出てきてないんですよ、税金を下げるという減税の方が、大臣のあれに。この公平、公正、簡素、選択並びに活力という中にどこに減税が入っているんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) このたびの今政府で検討いたしております税制の抜本改正でございますが、改正そのものが歳入的には歳入中立的である

ということを目的にいたしておりますために減税ということをあえて申し上げておらないわけでございますが、ただいまおっしゃいました中に選択といったような部分は、例えば直接税、所得税でありますとか、あるいは法人税もそうでございますが、の税率、あるいは累進構造を緩和するといったような部分はこれは減税になる部分でございますが、その歳入を補てんいたしますという意味もありまして、例えば間接税等々については別途の措置を考えなければならぬ。

その場合納税者としては、直接税についてはこれはいわば御本人の消費態度いかににかかわりなく課税されますが、間接税につきましてはこれはまた御本人の消費態度いかにでは間接税の負担が異なつてまいりますから、そういう意味での納税者の側における選択といったようなことの中には、つまりそれは減税部分も考えようによつてはあるということであるのでございますけれども、全体として減税ということをお願いしておりますのは、歳入中立的であるというのがこのたびの私どもの考えております税制改正でございますために申し上げたいということだと思ひます。

○丸谷金保君 そうすると、選択という中に一方で下げるということのあれも入っていると、こういうふうにあれなんです、レーガンは公正、成長、簡素と言つていますね。日本では公平、公正と大臣二つ並べているんですね。これはどうして二つ並べなきゃならないのか。公平であれば公正、これどが違ふんですかね。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは私の聞いておりますところでは、制度そのものが公平である公平でないというところに、さらに実は行政面というものがあつたわけではございません。つまり把握が一〇〇%できるかあるいは何十%しかできないとかという例の御承知の問題がございまして、そういう意味では、制度そのものは公平にできておつても必ずしもその実現が公正でない場合があるといったようなことを含めまして、それは例えば具体的に申し上げますと、勤労所得が一番把握が容易で

あると言われておるわけでございますから、それと事業所得との関連で勤労給与所得について余計にいろいろな控除を認めることの方がいいのではないかとということになりますと、それは制度面にも入ってくるわけでございます。

今度できましたらそういうことを御提案してみたいと思つておりますが、それはやはり行政との関連での考慮でございますので、公平と公正というのとは本来なら一緒でなければならぬはずでございますけれども、行政面に問題があるということ配慮するという意味かと存じます。

○丸谷金保君 さらに、きょうの御方針の中でも、金融の自由化、円の国際化を進めていく、オフショア市場ですか、今度十二月一日から発足させますね。証券大会のときにも、今回大臣どういふ話をするかと思つて、所信表明の後になつたものですから、銀行協会からそういう大臣が出ていつてあいつするようなところを全部行つて聞いて歩いたんですが、その中で、証券大会に行きましたときにやはり大臣は、金融資本の自由化、そして国際化して外国からも期待を寄せられていて、それを進めていく、こういうふうにおっしゃつていたんです。それを聞いていた陰の声です、そのとき証券業界です、陰の声の中には、大臣あつたことを言っているけれどもそんなうまい調子にいかないよという話なんです。

というのは、ロンドンとかニューヨークの市場と違つて、日本のはオフショアといひまして、むしろある意味ではオフでなくてインのようなどころで非常に国内保護のための制限がまだとれてない。昨日からの新聞論調の中にもありましたが、地方税や印紙税、そういうものもまだかつていく。簡単に言えば、預金利子での免除くらいなものではないかというふうな論議も出ております。それから、証券業界のその話ですと、例えばロンドンやニューヨークのように国内金融と連動して預けかえでも何でも自由にできるというふうなことがまだやはり抑えてありますね。例えば CD なんかも今度三億ですかというようにい

るんな点でまだ日本の金融市場の自由化というのは制限が多過ぎる。それで、大臣がこういうふうに向きに進めていくと言つても、そんなに簡単に市場を開設したくらいでどんだん国際金融資本なりが日本に集まつてくるというふうなことになるんじゃないか、こういう話を後ろの方でやつてゐる人たちがいたんですが、いかがなですか、これ。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはある意味で当たつておる批判であるかもしれないと思ひます。

と申しますのは、我が國がオフショアマーケットをつくるかどうかということにつきましては、政府あるいは中央銀行等々を通じていろいろの議論があつたわけでございます。そういう意味では、ロンドンやニューヨークがそうであるように、もう一つ十分に国際化し切れていないといつたような國內の情勢の中からもかく踏み切りまして十二月一日から実行されるわけでございます。ですから、でさうした最初の姿は、これと呼びますか、小さく産んで大きく育てるということをやう人がおりますが、そういう意味で、ニューヨークに比べあるいはロンドンに比べや外へ外だけであつて、いろいろなことが厳しいといふことはある程度私は本当であると思ひますけれども、とにかくそういう状況の中で踏み切つたといふところに私は意義を感じておりまして、恐らくはこれからだんだん大きくなつてまいりますとやがて制度にもみんながなれてまいりますし、その中からいけば大きく育つといふたようなものが出てくるのではないだろうか。

最初から大人並みと申しますか、ロンドン並みのことになつておらないのはそのとおりでございますけれども、私はしかしそれでもこれに踏み切つたといふことに大切な意義がある、将来はきつと大きくより自由なものになるであらうというふうには私は私自身は期待をいたしております。

○丸谷金保君 今の御説明ならわかるんです。しかしここに、「適切な環境整備を図りつつ、自

由化及び国際化を積極的に進めて」いくと大上段にきようごあいさつなさつてゐるんですね。まだまじこいう大上段ちよつと早いんじゃないか。実は証券大会で聞いてまして、今大臣の所信表明をお聞きしますとえらい大上段に出てきたんではちよつと印象が違つたんで、今の御説明を聞けばわかるんです。所信表明は少しオーバー過ぎるんじゃないか。

大体今御説明なさつたようなところで、余りいきなり大きな期待をかけるようなことではなくて、子供を育てるやうにこれからだんだん大きくしていくんだからじつと愛情を持って見守つてやつてくれ、こういうくらのところですね。

○國務大臣(宮澤喜一君) 決してお言葉を返すわけではありせんけれども、とにかく為替管理をしておりましてはそんなに古いときではないのでございまして、それから見ますと、ここまで来たといふ思いは多少PR過大であつたかもしれないと思ひますけれども、しかしともかく踏み切つたといふところに意義を感じておるわけでございます。

○丸谷金保君 そのやうに受けとめておきます。それでは、きようは日銀の総裁おいでになつていないので多少ずれるかと思ひますが、それにしても大臣からお聞きしておいた方が——公定歩合の問題、時間がもうないのでちよつと割愛させていただきます。実は年内減税の問題を今いろいろやつてますね。補正予算やらないでどうやつてやるのか、どう考えても私たちの知恵では浮かんでこないんですが、大蔵省は頭のいい人が多いのでやれる方法があるんだと。どんな方法があるんでしようね。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは非常にお答えの難しい問題でございまして、と申しますのは、事の起ころがことしの三月、各党間の合意が衆議院の予算審議との関連でございまして、そこからずつと今日まで問題が及んでおります。

今日現在、各党間の政策担当者あるいは国会対策関係者の間で御討議があつておりまして、私ども政府の立場といたしますと、各党間の合意ができましたらその合意は誠実に実行いたさなければならぬ立場にございしますもので、各党間の御議論の合意を先取りするやうな形を物申し上げることは慎まなければならぬ。と同時に、もし合意ができませんときにはそれが誠実に現実に執行できるやうな形のものであることを与党の方々を通じてお願いをして、こういうのがた

だいまの現状でございまして、したがうしまして、どのような合意が生まれますか、それをできるだけ合意の御趣旨に沿つて行政の面でやつてまいらなければならぬという心構えを持ちまして御協議の結果を待つておる、こういうことでござい

す。

○丸谷金保君 そうしますと、協議が調えばそれに対応する用意はあると、待つてゐるということとは、そういうふうな理解してよろしうござい

すね。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私どもとしては与党の代表の方々に、行政上可能なことはこれ

も政府の立場といたしますと、各党間の合意ができましたらその合意は誠実に実行いたさなければならぬ立場にございしますもので、各党間の御議論の合意を先取りするやうな形を物申し上げることは慎まなければならぬ。と同時に、もし合意ができませんときにはそれが誠実に現実に執行できるやうな形のものであることを与党の方々を通じてお願いをして、こういうのがた

だいまの現状でございまして、したがうしまして、どのような合意が生まれますか、それをできるだけ合意の御趣旨に沿つて行政の面でやつてまいらなければならぬという心構えを持ちまして御協議の結果を待つておる、こういうことでござい

す。

○丸谷金保君 そうしますと、協議が調えばそれに対応する用意はあると、待つてゐるということとは、そういうふうな理解してよろしうござい

すね。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私どもとしては与党の代表の方々に、行政上可能なことはこれ

れであり、これこれのことは行政上可能な限

超えるといふことは内々申し上げてござい

ましたがいまして、でさうした合意は行政上実行が

可能であることであらうと存じておるわけござ

いますけれども、しかし、それをまた先走つて申

し上げることは御協議の進行に對して何か出過ぎ

たことをするやうなことになるやうござい

ますので、良識ある各党の合意によつて行政上実行可

能な御提案が出てくるものと、こう考えておりま

す。

○丸谷金保君 なおまだお聞きしたいことに、例

えば十一月一日、日経が「共同発表の舞台裏は」

なんというニュースを、要するに宮澤・ベーカー

共同発表の舞台裏という細かい解説記事の中身の

問題等その他ありますけれども、時間がもうわづ

かしかございせんし、それから先日インフレ問

題でもちよつと触れましたが、必ずしもインフレ

の心配が全く大臣がおっしゃるやうにないではな

いといふやうなことはむしろアメリカなどの金融

界あたりの情報としては入つてきております。し

かし、そういうこといろいろございしますけれど

も、時間がありませんのできようはこれで質問を

ということも準備等の面から限界もございまいしうかとも思いますので、先ほど大臣からも御答弁ございまして、その全体がまとめられた段階で判断をいたすことになろうかと思いますが、物によっては単年度でなくて二年度あるいは三年度というところもあるかと思いますが、あくまで全体を取りまとめられた段階での具体的な判断になろうかと思っております。

○和田教義君 中曽根内閣は、今度の税制改革についてレベニュー・ニュートラル、税収中立性の原則ということをお願いしております。そして同時に、増減税同額ということを原則にして掲げておられるわけですが、この増減税同額というのについてはいろんな解釈ができるわけがございます。

そこでまず、この増減税同額というのがトータルとしての、今複数年にわたって完結するという可能性をお話しになったんですけれども、その複数年にわたったトータルとしての増減税が同額なのか、それとも平年度において同額なのか、それとも、そうじゃなくて、単なる増減税同額ではなくて、増減税の同時同額、つまり初年度から増減税と減税とを要するにバランスがとれておる、同じであるという形で進んでいくという形なのか、一体それはどの辺のところを考慮しておられるのか。

○政府委員(水野勝君) 税制調査会の答申でも指摘されておりますのは、今回の税制改革が増税を目的とするのではない、しかし現在の財政事情からすればネット減税ということも難しいわけがございます。税制それ自体の見直しであるということとでございまして、そういう趣旨からいたしまして、税制改革全体の姿として増収額、減収額は同程度のものであること、そしてそれはまた、それぞれ実施してまいります各年度におきましてもそれが同額であることが必要ではないかという指摘がなされておるところでございます。私どもとしても、極力この大きな方向の中で対処してまいりたいと考えておるわけでございます。

○和田教義君 いろいろな議論の中で出てくるんですけれども、こういう税制改革をやる場合に、特にマル優の廃止とかあるいはまた新型間接税の導入などというのは相当時間がかかる問題でございまして、新型間接税については、大体常軌的に六十三年度ぐらいからでなければ実際に税収に納めてこないということが言われているし、マル優の廃止についても、もしそれが決まったら預金者は預けかえをやりまうから、やっぱりある程度一年なり二年先でなければ実際に増収は期待できないということがあろうから、ほうっておけば、こういう税制改正をすればどうしても減税先行型にならざるを得ないと思うんですね。

それでは困るということであれば、初年度の減税分を非常に少なくするから、増税分に見合うだけにすれば、それとも逆に、減税分がかなり多いという場合には、先ほど挙げられた大型間接税とかマル優の廃止ということだけでは足りない分を別の増税で補う、こういう形がどうしても必要になってくると思うんですが、その辺はどういうお考え方でございましょうか。新聞報道では、今言った後者の方をやるんだというふうに書いてあるところもあるし、逆に初年度は非常に小さな減税になるんだということを書いてあるところもあるし、よくわからないわけですが。

○政府委員(水野勝君) まさに御指摘のようにいろいろな方法が考えられるかと思っております。そしてまた、御指摘のような二つの方法を中心とし、またあるいは二つを組み合わせたやり方として、とにかく各年度におきましても極力それが同額となるような改正で御提案を申し上げるように対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○和田教義君 そうすると、仮に初年度において、今度の税制改革の枠組みですと、つまり増税分としてマル優の廃止とか大型間接税というものがあるものになってくるわけですが、それだけで足らないからそれ以外の、つまりいろいろな税目について初年度において新しい増税をやるという

ことを行った場合に、次の年度からはだんだんマル優とかあるいは大型間接税が生きてきますね。そうするとその分で大体バランスがとれるということになると、初年度に別に導入した、何といたすか、個別税目の増税はそれに上積みされるということになって、その分だけ増税ということになつてくるんじゃないですか。

それをもしやらないとすれば、その分は初年度だけの例外であつて、次の年はやめちゃうというふうなことをやらなきゃいけませんね。その辺はどうお考えですか。

○政府委員(水野勝君) 先ほど御指摘の間接税なり利子課税以外のものも増収項目、増収措置というものもあるわけでございます。また、昭和五十七年度以降におきましては、増税なき財政再建という趣旨に即しまして、もろもろの税制改正を行うに当たりまして、増税にはならないけれども増収になるようなというふうな年度限りでのいろいろな、繰越欠損制度の問題とか、欠損金の繰越控除の問題とか、所得税額控除の問題とか、こういったものはいわば単年度の増収措置を講じてまいりました例もあるわけでございます。そういうものは今後抜本改革の中では整理合理化していくべき筋のものと思われまうが、そういうような増収項目あるいはそれを整理する合理化、そうしたものはすべて単年度の増収でございます。

そういうものが単年度でプラスになったりマイナスになったりするものもあり得るわけでございます。そして、そうしたものをいろいろ考えさせていた上で、ネットとしては御指摘のように増収措置が残るというふうなことはニュートラルにもまた反するかとも思っておりますので、いろいろ考えて対処してまいりたいと思っております。

○和田教義君 これは大蔵大臣にお聞きしたいんですが、すけれども、自民党の税制調査会が今回の税制改革の進め方について、抜本的な税制改正は増減税同額である、しかし、来年度予算編成における

財源不足を補うための既存税目での増税はあり得るとの考え方で一致したと。既に本年度予算で、先ほどからお話が出ておるようにならぬ以上、増収不足が出ておるわけですね。これから景気も来年度にかけてそんなによくなりなないと思うと相当増収がへこむということも考えられますね。その分は今度の税制改革とは当然別にこの穴埋めはやる、増税といいますが増収というか、措置をとる、こういうふうな考えでいいの。その点が一点。

それからもう一つは、先ほどからお話があったように、財政再建、六十五年度赤字国債依存体質からの脱却というこの目標をまだ変えないと言っているわけですね。そうすると、赤字国債を減らしていくためには相当無理をしなければいけないから、その部分はある程度増税で賄わなければいけないという問題が当然出てくると思うんですが、その分もまた別建てだというふうな考えでいいの。その辺はどうお考えでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 各年度の問題につきましては、それ五十七年度以降は増税なき財政再建ということでやらせていただいております。それでございまして、予算編成に当たりましていろいろ知恵を出して、増税のない方式での再建に向かつての努力がされておるところでございます。その中におきましては増収の減というものも出てくる場合があるわけですが、それは予算編成の一環としてそういったものもいろいろな税以外の歳入歳出の努力で対処されておるわけでございます。今後六十二年度以降においても同じような努力がなされていくのではないかと考えておるわけでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 大変複雑なお尋ねになるわけですが、今主税局長が申し上げましたように、今度税制改正をやらせていただきます。その初年度分というものは、私どもの考えておりますのは、いわゆる過不足のないもの、こういうことにはいたしたいと思っております。このように、ただ、そのときに非常にいろんな技術的な理

由からびちつとそういうふうにかないというようにあるとしますと、ほんのわずかなところ、例えば増税ではないが増収である、何々引当金といったようなことを過去にもやっておりますけれども、そういうことでわずかなことはやるかもしれないが、全体としてはまず過不足なくやりたいと思っております。

それから、その次に御提起になった問題は、先ほど申し上げたような歳入不足がある、減額補正をした、それだけに来年度の税収見積もりは低いところから出発しなきゃならぬだろうと言われまことは、これからの作業でございますが、願わくはもうちょっと税収が見積もられればいいと思つていますが、仮に今和田委員のおっしゃいましたようなことが起こりましたときに、それを今度の税制改正の増税分で埋めるといふことは、これはいかぬのであらう、その不足はそれなり別途で処置しなければならぬじゃないかと思ひます。

○和田教義君 もう私の持ち時間がなくなりましてので、まだまだお聞きしたいことがあるんですけれども、もう一つだけお聞きしたいと思ひます。

我々は日本型附加価値税には反対なんです。課税ベースが広くて、まさに総理大臣が導入しないと公約した大型間接税そのものというふうな考へております。多少落ち込みを工夫したりあるいは混合型などの細工をしても、やっぱりこれを導入するということは重大な公約違反だといふふうな考へておるわけでございます。

ではなくて、やっぱりこれが引き金になって物価騰貴になっていっている例がございます。

さらに、問題なのは徴税コストですね、徴税コストが非常にかかるんじゃないかというふうなところ。もちろん負担する方の、払う方の納税コストというのものはばかにならぬだろうと思ひますけれども、そういったところを見ると、アメリカが結局附加価値税の導入をやめた理由の一半もそういうところにあるわけなんです。特にここで一つお聞きしたいのは、徴税コスト、税務署の役人が相当ふえるんじゃないかというふうな声がまたに満ち満ちておるわけなんですけれども、その辺について一体大蔵省はどういうふうな考へておられるのか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 現在の行政改革のもとでございまして、そのような徴税コストがかかるような税制改革といふことはやはり極力避ける必要があるわけでございます。そういう意味におきまして、新しい税がいろいろな面でのそうした問題が少ないような形に具体的な仕組みの策定に当たりました。これは極力努力をしましてまいりたいと思ひます。

○多田省吾君 私は、昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきましてお尋ねいたします。

宮澤大蔵大臣は去る十月三十一日の財政演説で、「我が国経済社会の活力を今後においても維持していくため、財政の対応力の回復を図る重要なことはますます高まっております。」とおっしゃっております。本日、所信表明でも、「引き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力を回復することが緊要な政策課題であります。」と、このようにおっしゃっているのではありませんか。

同時に、同じ所信表明の中で、今回の剰余金の処理の特例に関する法律案の提出をお述べになつておられます。

ましては、従来は、原則として剰余金の二分の一に相当する金額を充ててきたが、特例公債償還までの間は、その全額を充てて予定であります。

と、このようにおっしゃつて、昭和五十九年度は全額充てたわけですね。しかし、その言葉の乾かないうちに、昭和五十一年には減税財源確保のためと言ひながらゼロになったわけですね。同じく五十二年は二分の一、五十三年、五十四年は全額となつておりますが、五十五年と五十七年は減税財源確保のためと称してまたゼロになっております。五十八年は二分の一。

最もひどいのは五十九年と六十年です。五十九年の特例法案の審議はたしかことしの三月に行われていたわけですね。我々も強く反対いたしました。そして、ことしの三月にも臨時異例の措置とおっしゃつたばかりなのに、また同じ年のこの十一月に臨時異例の措置と言はれておるわけですね。同じ年に二度も臨時異例が続けば、これは先ほどの御質問のように常時恒例的になつてしまひます。

これでもよくも財政力の回復という見事な演説をなさつたものだ、このように言はるるわけでございます。まして、どうしても私たちに落ちないのでございます。

政府は、今日まで余りにも大きくこの減債基金制度の骨格を崩してまいりました。これでは健全な財政運営が図られるとは到底私たちに思へません。ですから、本法律案の成立は断念されて、真の財政力の回復について努力すべきであると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いろいろおしかりがありまして、それはある意味で甘んじてお受けをしなければならぬ点があると思ひます。

れば、あのときにも御説明いたしましたように、今の我が国の経済状態というものはいかにも急速な円高に対応し切れずにおる。そして国内からも内需振興の必要が叫ばれ、国際的にもそれが求められておるというふうなことから、財政としてもとにかくこの状況の中でできる限りのことはしなければならぬという、いわば財政再建と、そういう当面の臨時の緊急事態との二律背反の中で施策をしなければならぬという、そういう状況に財政当局はございまして、そのうち、それで今回のような御提案を申し上げておるわけでございます。

このこと自身は極めて好ましくない、本来こういうことは健全な財政からいへば裏切ることではないとおっしゃれば、私はもうそれとおりだと申し上げざるを得ないのでありますけれども、現実には今度の我が国経済の置かれた状況からして、財政としては、新たに特例公債を出さずに補正予算を組むという努力の結果としてこのようなことをお願いを申し上げておるということになるわけでございます。

○多田省吾君 重ねてお伺ひしますけれども、六十五年度赤字国債依存脱却という目標は、総理大臣もまた大蔵大臣も、まだその基本的な骨格は崩さないんだ、このようにおっしゃつております。それを目標にする以上はやはり減債制度をこれ以上なし崩し的に破壊しないといふことだと思ひます。しかし二年続けて臨時異例の措置をとつておるわけですから、六十五年度赤字公債依存脱却について大蔵大臣の基本的なお考えをもう一度お聞きしておきたいし、また、今後も財政事情によつてはこの減債制度を守らなくてもいいのだ、また臨時異例の措置をとるかもしれないのだ、ということなのか、その辺をお伺ひします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 六十五年度に特例公債依存の体質から脱却をしたいという目標は、なかなか達成が容易ではないというところは私自身感じております。しかし、このたびも六十二年度の予算編成に際しましてやはりこの目標を持つており

ませんとどうしても一般歳出を規制していくことが難しい、そういう目標のために各省庁に協力を呼びかけておるといふようなことでございますので、この看板をおろすといふことは實際上財政再建に非常に差しさわりのあると考へておりまして、これはなお掲げ続けて、それによりまして各省の協力を得たいと思つておるわけでござい

ます。なお、減債制度の問題でございすが、これは輕率にこの制度を放てきしてはならぬと思つておるわけでございすが、たまたまNTTの株式の売却ができるというたような、何れもあることではございせんけれども、そういう出来事にいはば恵まれて、これが國債整理基金特別會計にその売上金が所屬をするといふことがございすので、それによりましてかなり現実の事態はしばらくの間救われる。これがございせん問題にはさらに深刻になつておつたはずでございす。そういうこともございまして、國債整理基金はある程度の準備を持つことが出来る、こういう状況にこそしばらくの間はなつていくことにならうと思ひます。

○多田省吾君 この問題はまだまだ納得がいけない問題でありますけれども、関連して次の問題に移ります。

天皇在位六十年記念金貨に関するところでございすけれども、本委員会でもこれは審議をしたわけでございすが、金の地金の調達価格が予定の一グラム二千八百円が一グラム千八百円程度あるいは千七百円台といふことで済んだために、二千億円近いお金が安く済んで残つてゐる、こういうことをお聞きしてあります。これは結構なことではございすが、この二千億円近くのお金を補正予算に組まない理由、また来年度の予算に組み込むのか、またこの二千億円を次の五百万枚追加発行のお金に使うのか、その辺お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(窪田弘君) 先般発行させていただきました金貨一千万枚の製造に必要な地金二百二十

三トンでございすが、これは六十一年度の当初予算ではグラム三千円程度と見込んでおりましたので、今御指摘のように実効上は一グラム千九百円程度で調達することができました。

その結果、原材料費が節約できましたので約二千億円の余裕が生じたわけでございすが、先般五百万枚の追加発行を発表していただきました。これは造幣局の製造能力その他から申しまして発行が六十二年度になるわけでございすが、金地金の手当てはとしじゅうにやらせていただきますと思ひます。この所要が約百トンでございす。二千億円はこの百トンの購入に充てます。このことから、今回の補正予算ではその不足分は造幣特會の方で補正予算で計上をさしていただいております。発行をしたその差益と申しますか、これは六十二年度の収入になるわけでございまして、来年度予算に見込むことにならうかと考へております。

○多田省吾君 当初の一千万枚は抽せん券により引きかえておりますけれども、最終的に引き取りのあつたのは八五〇程度と聞いております。残りの一五〇は銀行等はどういう処置をなさるのか、また来年度五百万枚発行の際はそれを抽せんにするのかどうか、その辺お伺ひします。

○政府委員(窪田弘君) 一千万枚は抽せん券の引きかえが終了しました二十一日現在では、ただいまお話がありましたように八四〇ぐらひが引きかえられました。その後、昨日時点で調べてみますと、これは主要な店舗のサンプルでございすが、銀はすべて引きかえが終了しました。金につきましては大体九四〇ぐらひが引きかえが終了して、あと数日で恐らくすべての引きかえが終つたのではなからうか。これは北海道、沖縄とか地域的にまだ余つてゐるところが多ございすが、全国的には間もなく引き取られるのではなからうかと考へております。

その上に五百万枚出すといふことでございすが、今回抽せん券方式をとりましたために、ぜひ手に入れた方は十回近く並んで抽せん券を手に入

入れられて、二枚当たつた方も一枚しか要らないという方も多いわけで、摩擦的に引き取られない分が出たのではなからうかと思ひます。私の周辺を見ましても、券はないけどもまだ欲しいという方もかなりおられますので、追加についてもこれは引きかえができるものと思つております。この配分については、今後郵便局や全国銀行その他各業態の方に集まつていただきます協議会がございすので、ここでその方法は相談をいたしたいと思つておりますが、再び抽せんといふような大がかりな方式は必要ないのではないかとこのふうに感じております。

○多田省吾君 先ほどお述べになつた宮澤大蔵大臣の所信表明の中でおっしゃつておりますけれども、為替問題につきましましては、宮澤大蔵大臣とペーカール米財務長官の共同声明で一応日米合意ができたようでございす。ところがEC諸國は、この為替問題や半導体の日米調整問題で、日米間においてだけ調整をとつてEC諸國を無視してゐるということと強い不満を表明しておりますけれども、このことに關しまして宮澤大蔵大臣はどのように考へてございすか。

○國務大臣(宮澤一君) 私とペーカール米財務長官との間の合意は、もとをたどつてまいりますと、先般ワシントンで行われましたIMF等総會の折の幾つかの個別協議、それにはイギリスも西ドイツもフランスも入つておるわけでございすけれども、そういうところの協議、あるいはさらにさかのほりますと、その前の昨年の九月のプラザの會議、その後またサミットがございしましたが、等々の精神から出ておるものでございすので、そのこと自身にEC諸國が考え方自身に異議があるといふことは私はなからうと思ひます。ただ、ECの中で西ドイツのように、經濟情勢あるいは政治情勢から我が國と同じような決定をこの時期にできないといふようなそれぞれの事情はこれはあることでございす。したが、基本的にはわが國は迷惑をこうむつたといふような感じを持つておるとは思ひません。

むしろECとの間に問題ありますのは、いわゆる我が國の輸出入との関連で、例えば酒でございすとかそういうようなものに、あるいは半導体もそうでございすが、そういうようなものについて問題があるかと思ひますが、これはまた我が國とECとの間の協議を通じて処置をしていく、こちら側としてもしかるべき処置をしていくといふことになつてまいるかと思ひます。

○多田省吾君 この問題でもう一問お尋ねいたしますが、中曽根総理も宮澤大蔵大臣も、一ドル百五十五円程度が百六十三円程度にまで円安になつておりました、それでもなおまだ円高過ぎるという表明をなさつておりますが、私もそのとおりだと思ひます。やはりもつと円安の方向に向かわなければ適當ではない。そしてまた、我が國の中小企業等も倒産の憂き目に遭つておりますけれども、大蔵大臣としては、なお一層やはり円高が調整されて円安に向かうべきである、このようにお考えなのかどうか、その辺をお伺ひしたい。

○國務大臣(宮澤一君) 私とペーカール米財務長官との考え方で、もういわけゆる兩國の經濟のファンダメンタルズが反映されるようになったので、あとは市場が自然に相場をつつていく、こういうことが基本の考え方ではございす。ところが、こうあるべきである、あるべきでないといふことを私が申しますことは差し控へなければならぬと思ひますけれども、ただプラザ合意からもう一年余りたつたことでもございすので、アメリカの貿易収支にもそろそろ改善の兆候が出てゐない時期であると思ひます。すなわち、アメリカの財政赤字の縮小についても、それなりの努力が払われてゐるといつたようなことから、市場といふものがそういうふうになつていくのかどうかといふことは思つております。しかし、それはそうあるべきであるといつたような表現で申し上げるべきことではないであらうと思ひます。

○多田省吾君 時間です。最後に一つ。

それでは、大臣のおっしゃるファンダメンタルズが今の百六十三円といふことは適正であると

考えなすか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ファンダメンタルズを反映しているというふうな合意をしたわけでございますが、そのアメリカのファンダメンタルズというものが、プラザ合意以来のいわゆる「Jカーブ」効果というもののほかから限があるはずである、アメリカの歳出予算の赤字の削減の努力も行われているということから、アメリカの経済のファンダメンタルズというのはこれから悪くなるよりはさらによくなるというふうな考えをすべきではないかと、こう思っておるわけでございます。

○近藤忠孝君 かなりの質問通告をしておきまして、時間が限定されておりますので、二、三の問題に限定して質問をしたいと思ひます。

まず、税制改革の基本的な考え方として、「国民の生活水準の向上と平準化等を背景に、税制全体として課税ベースを広げ、負担をできるだけ幅広く求めていくことが肝要である」ということであります。果たしてそうなのかという問題です。

例えば、負担水準が国際的に見て低い水準だということですが、そこで課税最低限、各国の数字で並べた資料が出ております。確かに数字だけ見る限りは先進諸国に比べて課税最低限は高いところにある。しかし実情をみますと、一つは購買力がどうかということもありますが、もともと単純に見てみまして、アメリカは今回の税制改革によって段階的に課税最低限が上がって、一九八九年には日本に直して二百七十一万、大蔵省の資料ですと百六十六万ですから、ずっと違っています。それからイギリスの場合は、基礎控除だけで給与所得控除を除いてありますから、もし比較するんだしたらこれはサラリーマンじゃなくて申告納税者の百五十四万、これで比較すべきだろうと思うので、単純な計算でそういって、所得水準、課税水準についての大蔵省の意見は正確な議論じゃないんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(水野勝君) 確かに御指摘のような点

はいいろいろあるわけでございますが、従来から、夫婦二人の四人世帯で年収幾らぐらいから所得税がかかるのかという端の端をお示しするため二百三十五万という数字をお示しているわけでございます。これが普通のサラリーマンの方にとって一番わかりやすいだろうということでございます。

ただ、外国と比較をする場合には御指摘のような点もいろいろあるわけでございますが、今お話ししたアメリカにつきましても、百六十六万というのは御指摘のように改正前のものでございます。改正後におきましては一万三千ドルになりますので、これはことしと申しますか、六十一年度税制改正での換算レートを用いますとたしか二百七十一万になるわけでございますが、最近の百六十六万前後の換算レートを用いますと、これは二百萬ちよつとという数字にもなるわけでございます。○近藤忠孝君 だから、大蔵省が税調に出されたこの資料を我々も単純にこいつを信用しちゃいかぬということが今の主税局長の答弁でわかりました。

それから次に、平準化が、課税ベースを広げ負担を幅広く求める、いわゆる大型間接税導入の論拠になろうとしている。実際におるんですが、何を根拠に平準化と考えるのかという問題なんです。少なくともジニ係数を見る限りは、ジニ係数から見れば平準化じゃなくて逆に所得格差は広がっているんじゃないかと思うんですが、この点どうでしょう。

○政府委員(水野勝君) 今回の改正は、さかのぼりますとシャープ以来の基本的な見直しということでございまして、昭和二十年代、三十年代と比較していろいろな数字をお示し、その点につきましても平準化をもう一つの現象から申し上げているところでございます。

最近の時点をとりますと御指摘のような現象もございまして、これはまた、平準化した中で、例えばパート労働者がふえたとか女性の方々の雇用者がふえたとか、そうした平準化した中でそうし

た新しい雇用情勢等もございまして、いろんな現象はあることは確かでございますが、現在行っております中期の税制改革という観点からしますと、長い時点と比較すれば平準化してまいっているというところはこれは言えることではないかと思っております。

○近藤忠孝君 厚生省の資料はたしかこのあたりだね。いわば戦後の状況でジニ係数高いです。それに比べれば現在はそれが大分低くなっている。しかし、これは図表を見てわかるとおりずっと上がっています。ここ十年ぐらいの規模で上がっていますし、これは厚生省のこの調査が始まって以来最悪の状況になってます。例えば一九六二年にジニ係数が〇・三九〇四、それが年々下がる傾向だったんですが、八四年の調査では〇・三九七九、これは最悪の事態であります。だからやっぱり上がる方向ですね。それから、これを十分位階級別当初所得構成比の年次比較を見ても、一番低い方は何とわずか〇・五%。それから第一と第二を合わせた三・四%。それに対して上の方を見てみますと、第九と第十分位、二つ合わせて全体の四四・二%。だから上位二つの階級でもう全体の半分近くの所得を占めているということなんです。これはそういう方向にあることはもう間違いない。

多くをきくは時間がないので語れませんが、いろんな資料が、例えば生活保護世帯、老人世帯、そういったところはどうして所得がずっとと少なくなっているのかどうしていけない。逆に財テクなどで上の方はどんどんやっばりふえていて、そういう傾向があることは間違いないんです。

となりまして、大臣が先ほどの所信表明でも、「政策運営に誤りなきを期すべく」というんですが、実際やっぱ現状を見れば、今回の減税自身はこれから指摘するように金持ち減税です。そしてその反面、間接税、何があるかわかりませんが、それで低所得者の方はふえるとなると、やっぱり所得再配分政策に今こそ逆に力を入れなければ

ばいけない時期じゃないかと思うんですが、今政府税調及び自民党税調をやっていることは逆の方向に向かつてはいやしないか、まさに政策運営に誤りなきを期すべくじゃなくて、誤りを期すべくというところに進みつつありはしないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 間接税というのが、所得税に比べますと累進性がございまして、いわば累進性、逆進性があるということから御議論になつておるわけでございますが、比較してそのことと自身は別段間違いないと思ひませんけれども、ただ、我が国のように国民の所得水準がかなり高く、消費水準も高く、しかも所得の分布がそれだけ均等になつております社会で、単純に間接税が累進的であるからといったようなことが常に正しいのか。あるいは、むしろ所得税あるいは法人税のような直接税を緩和することによって勤労意欲なり企業意欲なりを高めることからくる国民的な利益というものをどう考えるか。

そして、所得再配分機能と言われましたが、間接税から入つてまいります歳入によってそれが所得の再配分機能に歳出として使われるということがございまして、税だけにとりましても、しかもその国そのときの状況とに物を局限して、しかもそれを切り離して議論するということが果たしてどんなものであろうか。私自身は、今の我が国の先ほど申しましたような状況から申しますと、所得に対する課税から消費に対する課税にもう少しウェイトが移るということは、国民全体ののために決して間違いないというふうに考えるわけでございます。

○近藤忠孝君 歳出面で所得再配分機能を期すというんですが、実際はそれはまた別の方向、逆の方向に行つていっていることだけ指摘します。例えば国債利払いその他。ただ時間の関係でそれは次の議論にしたいと思ひます。今度の税制改革案が所得階級別にどういう影響があるかというのをたしか大蔵省でも五分位階級別の試算を出しました。その結果相当高い層から

以下が今度の税制改革によって負担減になるという試算なんですが、その一つとして、法人税減税分が二分の一は個人株主へ配当、あるいは価格への影響等々でそれが個人の方に影響を与えるという議論も実際やっているわけです。しかし、それについては衆議院の予算委員会でも正議員も指摘しましたし、大蔵大臣もまあ半分ぐらいのところなんというような答弁で、結局法人税減税分が個人の方に行くんじゃないかという論議はないわけ、むしろそれを除いて計算した方がいいと思うんです。私の方で大蔵省の方にその試算をお願いしておいたんですが、五分位じゃなくて、五分位だと正確に出てこないんです。

それからもう一つは、利子課税について大蔵省試算はすべてマル優適用者という前提を置いていられるけれども、やはり高所得者層の方では三五%の分離課税の問題もありますから、それも正確に考える必要があると思う。そこで、家計調査の十七階級別のデータを利用して試算やってほしいというところを、もうこれ約一カ月ぐらい前から要請しているんですが、いまだに出てこない。有能な知能のある大蔵省でできないはずはないんですが、どうなんですか、そういう計算はしないんですか。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のような宿題をいただいたりしたことがあるわけですが、またその都度いろいろお答えを申し上げてきておるところでございます。

御指摘の収入階級別でございますと、これは、例えば第一位でございますと、サンプル世帯が四世帯でございますと、非常にどうもそういいた点、まあ四世帯が一番少ない、その次は十三世帯でございますとか二十世帯でございますとか、こういう分布の状況でございますので、こうしたものから精緻な試算を出してかえっているような問題、議論を起すことも考えられるわけでございますので、これはいかがか。私もとしては、税制調査会にお示しした世帯のライフサイクル的なものでお示しすること十分その結果はお示さ

れているのではないかとということでお答えを申し上げてきているのではないかと思います。

○近藤忠孝君 要するに、私が言ったような計算をしますと余り大蔵省に有利な数字が出てこないんです。私がやって見たらわかったんです。

やっぱり具体的な数字に基づいて議論した方がいいと思うので、この資料、私の試算をちょっと大臣ごらんになってください。それから主税局長。(資料を手渡す)

この前提は、今言った十七階級別にしたこと、一番上ですね。それからあと所得税・住民税減税額がずっと書いてあって、これは余り異論ないと思います。そしてA案、B案とありますけれども、余り中身は大きく変わらないのでA案でいきいたいと思いますが、そのうち利子課税について、低い方からもそれなりにこれやったりマル優廃止の影響がありますが、年所得九百万以上になるとこれは逆に減税になってくる。要するに三五%がそうでなくなくなりますからね。

それから、もし日本型付加価値税という形でこの増税分をあらわして見ますと、これもA案——A案というのは要するに四兆五千億円の政府税調案ですね、でいきますと、ゼロから百五十万の段階で四万三千二百円の増税。だんだんふえていって、一千万以上で十六万一千八百円のこれは負担増。差し引きしてみますと、ゼロから百五十万のところはまさに無限大にふえていく、今までゼロです。それから百五十万から二百万のところは四四五四%増、それから二百万から二百五十万のところは三八%負担増、二百五十万から三百万のところは六四・七%増。だんだんこういうぐあいに減っていきまして、例えば六百五十万から七百万ぐらになりますと約五から六%の負担増。そして八百万から九百万のところへ来てはこれは増減ゼロ。そして九百万から一千万になりますと一・五%のこれは負担減。そして一千万以上が二五・一%。

ですから、私にもできる計算で、さっき主税局長が言ったような前提は、大きく見ればこれ

とそんなに大きく数字が違っていないんですよ。

今回の政府税調の案はきれいに、低所得者ほど大変な負担増、そして高所得者ほど負担減というのは、しかもそれは図式的にもきれいなものになつていんですよ。どうですか主税局長、これ間違いないですか。

○政府委員(水野勝君) ただいまのお示しでございますので、詳細につきましてはよく拝見いたさないといけないわけですが、第一点は、先ほどお話しございました法人税の扱いがまずあるかどうかと思うわけでございます。そのほか新税に引きましての計算根拠等、なおよく私ももととして検討をしないといけないかと思うわけでございます。

しかし、総じて申し上げますと、普通の世帯でございまして大体五万から六万程度の増収と申します。負担増加になるのが一般的でございます。と、それでは全体としてまさに増収との関係でどうなっているのか、相当増収になっているのか、そこは法人税との関係をどう考えるのか、そこら全体としますとやはりいかがかなという感じがいたすわけでございます。

○近藤忠孝君 大臣、いかがかなって言ってないで、大蔵省もこういった方法でこれやってみたらどうですか。私も大蔵省の計算をかなり取り入れて、そしてあと分けるところがちょっと違うだけ、十七になつていきますからね。五分位じゃわからないんですよ、一番上の方の状況は。だからやっぱりこういう十七にやってみる必要がある。

大臣にお約束願いたいのは、こういう調査を大蔵省に——すぐできるんだから、私だってやっただから。こういうのも一つの場合です。この可能性が大いにあるということも今回の税制改革に関しては十分調べなきゃいけない。こういう調査をしないで、それで大蔵省の主張だけだったってのもそんな信用しませんよ。大臣、こういう調査を命じてください。

○国務大臣(宮澤喜一君) また参考にさせていただきます。

○近藤忠孝君 大臣、これ参考にするのは結構ですけれども、参考にするのなら信用してくださいよね。大蔵省独自でやっぱり調査するかどうか、そこが大事なんです。

○政府委員(水野勝君) これは、先ほど申し上げましたように、統計上ちょっと分布が数に制約がございまして、四世帯といったようなもののサンプルでとっているいろいろ御議論を願うのは、やっぱり私もとしていかがかなという気がいたすわけでございます。

○近藤忠孝君 だから、それでしたらそれなりの大蔵省、うんと納得できるようなものをね。今の五分位なんかでは全然出てこないそういうものが出てくるんですから、もうちょっと踏み込んだ調査をやったりしてほしいと思うんです。いかがなものか、いかがなものかで全然調査しなかったら一番大事なことがわからないんですからね。ひとと大臣にお約束をいただきたいと思うんです。

○政府委員(水野勝君) そういう点につきましては、私も、法人税を入れたケース、入れないケース、いろいろ分けまして十六通り分析をいたしました。いろいろの似たような調査をいたしておるところのデータもございまして、いろいろな面から私も勉強はいたしてまいりたいつもりでございます。

○近藤忠孝君 その一つとしてこれもひとつやってほしいと思うんです。

時間がなくなつちゃうので次の問題に行きますが、内需拡大策について、基本的には今の円高対策については私たち随分批判がありますが、しかし、内需拡大策の主要な内容である消費生活の充実、これはいいことだと思ふんですね。その中に所得減税とか労働時間の短縮。そして労働時間の短縮に関しては、法定労働時間の短縮と年次有給休暇の最低日数の引き上げ。当面の措置として、週休二日制の普及等労働時間の短縮について国民的コンセンサスを得ていくこと。そして特に、大蔵省の中に入りませんが、実際の動きとして、金融機関等における土曜日休業日の拡大、これは八月

から実施されているというんで、ですからこれはやっぱり内需拡大策としての金融機関における土曜休日の拡大です。第三土曜日がまた加わったですね。

お聞きしたいのは、この実が上がつているかどうかなんです。というのは、単純に考えれば、土曜日、今までの例えば四時間ないし五時間の勤務時間がなくなりますから、その分だけ時間短縮になっただろう、これは普通の考えですが、大臣その辺どう認識されてますか。

○政府委員（平澤貞昭君） 金融機関の週休二日制のお話ですので、私の方から答弁申し上げます。

今お話がございましたように、本年八月からこれまでの第二土曜日に加えて第三土曜日を休業日としたところでございます。この措置につきましては地銀、相銀初め各金融機関すべてにわたって実施しているものと承知しております。

○近藤忠孝君 問題は、八月以来第三土曜休日に伴つて、都市銀行はそうじゃないんです、そのまま全部休みにしていますが、地方銀行それから相互銀行については、土曜休日分を他の勤務日の就業時間の延長あるいは平日特別休暇など勤務条件の改善が行われていまして、実際休日増による労働時間の短縮が行われていない、これが現状です。

これに既に調査をお願いしておりますが、もう時間がなから私の方で指摘しちゃいますと、地方銀行関係で申しますと、青森銀行の場合は就業時間を通常の日十分延長、秋田も十分、羽後も十分、山形十分、岩手十分、滋賀銀行は十五分、阿波銀行十分延長、また土曜日も勤務する日にも時間がふえていたというようなことであります。そうしますと、一日わずか五分ないし十分でもふえますが、本来土曜日が休日になれば当然年間で淨少く時間が、要するに休日がふえる時間がありますよね。ところがこういうぐあいにはかの日に全部振り向けられちゃったら余り残らないんです。

そこでそれも調べてみました。地方銀行で申しますと、青森銀行で、本来ですと第三土曜によつ

て年間の時間短縮が四十七時間という予定です。しかしそれが五時間二十分にしかならない。みんなほかの日に消えちゃうんです。それから岩手銀行の場合、五十五時間時間短縮になるはずのところが一時間十五分しか短縮になっておらない。それから相互銀行、富山相互銀行の場合は五十四時

間短縮になるところが七時四十五分、大東相互銀行が四十八時間のところが三時四十五分。あとは、A相互銀行と申しますが、これを見ますと五十時間のところが十六時四十五分。B相互銀行の場合には五十二時間のところが二十六時間、まあこれは半分程度ですが。ひどいのはC相互銀行、四十八時間短縮になるところが二時間十分しか短縮にならない。D相互銀行の場合には五十二時間になるべきところが十七時四十分。

それでこれをさらに、それではこの分を、その銀行の従業員の労働時間を全部合計しまして、もしそうしなければ何人分雇えるのか、要するにそれだけ雇用力がふえるべきところがふえない。まさに内需策であれば、時間を短縮してその分雇用拡大あるいは消費拡大にすべきでしょう。それが大蔵大臣の監督する銀行ではそうなっていないんです。その計算をしてみますと、青森銀行で五十七人分、岩手銀行で五十九人分、富山相互銀行で三十三人分、大東相互銀行で二十六人分、A相互銀行が約三十名、Bが二十七人、Cが十三人、Dが三十人です。

たまたま私が調べて手が回ったところだけでも、これだけ本来土曜休日の拡大によつて雇用が増大し、まさしく大蔵大臣の言う内需拡大ができるどころができていないんですよ。大臣の言う内需拡大のために、特に金融機関の週休二日制の拡大とせつかく政策に掲げ、もう実施しました、八月から実施しているところの実情はこういう状況なんです。これはやっぱり大臣の趣旨に反するでしょう。

○政府委員（平澤眞昭君） 今委員御指摘のように、一部の金融機関につきましては、平日等に若干の勤務時間の延長をその分行しているところがある。

あるということも聞いています。しかしながら、御存じのように、金融機関の労働時間の問題は基本的には労使の合意に基づいて各金融機関が自主的に決定するという問題でございますが、したがって大蔵省といたしましてはその詳細は承知してないわけでございます。

しかし、このように労使間の合意に基づいて決定されるべき問題ではあるわけでございますけれども、ただ、このような時間延長が非常に行き過ぎた結果といたしまして週休二日制を拡大した趣旨が損われるような事態が出てくるということでは、大蔵省といたしましても好ましいことではなないと考えているわけでございます。

○近藤忠孝君　まずいことだという判断はそれは結構なことだと思うんです。

先ほど局長が言ったような答弁であれば、これは社会労働委員会でもやれるんです、労使の問題になつてくるんだから。そして労働基準法違反かどうかという点で私なりにそれは追及したいんです、ただ大蔵委員会ですから、私はそういう点は

全部抜いて内需拡大、しかも、全体を推進していく中心にある大蔵大臣のおひざ元で今銀行局長が言ったようなまずいことが起きているとなれば、これはひとつ指導して、やはり時間短縮の効果が上がるように、そういうことをやって初めて大蔵大臣は、国内でもあるいは世界に行っても内需拡大策をやっていますよと堂々と言えるんですよ。今の状況では、言ったってだれも大臣うそ言っていると思いますね、現に時短の効果が出てないんだから。この点で御指導いただけますかな。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実効が上がるようにしたいと思ひます。

○近藤忠孝君　じゃそれを期待しております。
あと最後に、こういう金融自由化の影響を受け

て大変過当な競争になっていますと、いろんな新しい商品を考える、そういう中で消費者ローンに新しく乗り出している、それは結構なことだと思えます。ただ、現状は、それがまた過当競争になつてしまつて、消費者ローンの本来の目的を達

しないどころか、いろんな問題が今起きかかっています。それも調査をお願いしているはずですが、例えばクレジット会社と連携して調査は全部そこに任せちゃう。そのためにもう大変な騒ぎが起きている。全く別のつもりで判こを貸したら、その人まで請求がいったというようなことで新聞問題になっています。それから、余り安易に借りられる。町で配っている消費者ローンのピラの中に借入申込書もついているんですよ。これはサラ金業者だってやらぬようなことも堂々とした銀行がやってるんですね。

それから、各銀行員に割り当てをするんです。割り当てが消化できないとまたしりをたたく。これはある銀行ですが、調べてみたら、銀行員のうち三百数十名の人がまず自分で借りるんですね、必要もないのに。こんなことも起きてるんですね。そして一人当たり八十万もそんなものをしょい込んでいる。銀行員が銀行の金を必要もないのに借りて成績を上げようなんというね。今までは貸し付けの方で問題があったんですが、今は、一見消費ローンの拡大でいい側面と同時に、それがもう各銀行の、何といえますか、収益の方だけがあるにきちゃって借りる側のことを考えない。あるいは銀行員自身が銀行の金を借りて負担を抱え込まれている。こんなことが現に起きておるんです。

これについて調査してもらっていると思いますし、これに対して通達等でこういう行き過ぎがなないように指導すべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 先ほど委員御指摘のよううに、内需拡大という観点からは消費者金融を積極的にやってもらうということは大変結構なことであるわけでございまして、昨年十一月七日付の銀行局長通達でも、そういう趣旨で、各金融機関が個人消費を喚起する観点から積極的にやるようにというふうに指導しているところでございまして。ただ、そういう中で非常に無理な競争を行うということもまた好ましくない面もあるわけでござい

ざいまして、そういう点につきましてはそういうことが行われないよう指導していきたいと考えております。

○近藤忠孝君 無理にそれをふやしている、あるいは押しつけているというよう実情について銀行局としてはどう実態の把握をしておりますか、そしてまたそれに対してどう具体的な指導をしようとしているのか、それをお聞きして質問を終わります。

○政府委員(平澤貞昭君) 御指摘の点につきましては、我々としても調査してまいりたいと考えております。

○近藤忠孝君 調査してまいりたいというのは、まだ調査していない。これは私もう大分前から指摘しているんだから調査が進んでいると思うので、その結果をここで発言し、かつどうするか、そこを言ってもらわぬと今までいろいろ指摘した意味がなくなっちゃいます。

○政府委員(平澤貞昭君) こういう点につきましては常時指導をしております。

ただ、先ほど来申し上げましたように、本来、消費者ローンにつきましては積極的にやるようにという趣旨で指導しておるわけでございまして、そういう中で本当に問題のそういうものがあるかどうかという点は非常に見きわめたい点もあるわけでございまして、したがって、今後そういう点については我々としてもよく調査し、かつ問題がある場合には是正させるよう指導したいと考えております。

○近藤忠孝君 時間が来ましたので終わります。

○栗林卓司君 大臣にお尋ねするのは初めてなものでありますから、基本的な点についてお考えをお尋ねしたいと思ひます。

今回御提案のこの法律案は、提案する側としますと、何とも気持ち悪い、こんな器量の悪い法案を提案はしたくないというのが私は本音だと思ひます。いかに財政が苦しいからといって、臨時異例で先蔵がつくった財政法の六条を踏み倒すということとはしたくない、こういうことだと思ひ

んです。したがって、今回はわかりますよ、もう背に腹はかえられないから何とかこれ通してくれというのとはわかるんですが、それだけでは私は説明が完了してないと思ひます。ではしからば、今百四十兆円を超えている公債発行残高に対してこれから一体どうしていくのか、それをあわせておっしゃらないと本当の御説明にはなっていないのではなからうか。

幸い確かにNTTという好運な事件もありましたけれども、そういう百四十兆円を超える公債発行残高を説明するには、やはり一部でありまして、ではどうするかということになりますと、別な言い方をしますと、大蔵省がつくっている財政の中期見通しで言っておりますあの要調整額を一体これからどうやって減らしていくんだということになるわけですね。その場合には増税をするのか、増収を図るのか、歳出を削るのか。もう幾らも選択肢はないわけです。今自民党税調でやっている作業は、中曽根総理も中立的な税制改革とおっしゃっておりますから、増税はまず頭けないといたしますと、増収はこれもそう大きいことは期待できないのか、それともこの際思い切って高目の成長率を目指していこうとおっしゃるのか、あるいは歳出カットを思い切ってやるのか。

私はこれ理屈として申し上げているのではなくて、確かにマイナスイメージで毎回予算編成のために御苦労されて御努力されておりますけれども、そろそろ限度でありまして、この辺まで来ますと制度、政策の根本にさかのぼってメスを入れないとも減らない、そこまで来ておりますね。ところが、制度、政策の根本にさかのぼるといっても、政治的には非常にこれは敏感な分野でありますから、やるかやらないかということとはそれなりの政治的な準備仕立てをしてからでなければ取り組めないことになる。では一体どういう形で取り組んでおいていけるんだらうか。要するに増収、増税に係る部分と歳出カットに係る部分と、それはどういった青図を頭の中にお引きになってこれから大蔵大臣として作業をしていかれるの

か、私はそれは当然お示しになる責任がおりになるんではなからうかと思ひますが、この点についていかがでございましょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 問題は、一般会計の中で国債費の占める比率が二〇%を超えておるといふこと、しかもこれは減らないわけでございますから、しばらくの間はふえ続けるということでございます。それから、やはりそのもとになる、殊に特例公債の発行を減らしていつて最後にはやめるといふこと、これはどうもどういふことがありましても心がけなければならぬ緊要な課題だと思ひわけてございます。

さて同時に、私は今のような低迷した日本経済というのは本来の姿ではないという気持ちを持っております。国際的な原因にもよることでございますけれども、日本の経済の潜在的な成長力がかつてのようではありませんが、もう少しあるはずであるというふうに考えておりますので、そういう意味で経済の運行が正常化いたしますと、今おっしゃいましたような問題の解決にかなり資するところがあるだろう。つまり増税によりまして増収というところは十分にあり得る、かつては幾らでもあつたわけでございますから、そういうふうな経済運営の正常化というものをやはり常に頭に置いておくべきではないかと思ひます。

○栗林卓司君 方向としておっしゃることはわかる気があるのですが、もう少し言葉を足していただきたいと思いますのは、よく言われる世界同時不況のさなかにあるわけでありまして、そのときに、今確かに日本経済というのは正常な姿ではない、これを正常な発展力のある経済にしていくためには、ある時期やはりアクセスを踏んでいかなきゃいかぬ、そういう対策が必要だと思ひます。

一方アメリカはどうかといいますと、財政赤字の削減で法律もつくつたりして取り組んでおります。それはアメリカとして当然なんだけれども、財政赤字の削減が持っているデフレ効果、これを一体どの国が埋めていくんだらうか。また埋め

てまいりませんと世界というのは活力をなかなかつかみ取っていけない。そういう中で日本としてどうしていくかということになりますと、片一方では、特例公債の依存体質からの脱却はこれは何としても進めなければいけませんけれども、もう一つでは、ある武器を財政として持つていなければいけない。それは建設公債である場合が少なくないでしょう。そのときに、ほうつていけばふえていく公債発行残高に対していかなる考え方を持つて管理していくかとされるのか。

私が今何うのはこういふ意味なんです、簡単に言い直しますと。今百四十兆円の公債の金利を加重平均しますと大体七・五だと思ひます。じゃ思い切つて全部洗いがえしてしまえば相当助かるじゃないか、これは金融機関としますとたまたまないことではね。今までさんざん無理を言つて押しつけてきたのが、ここに来てそのやり方はないだろうと言ふでしようけれども、といって今の財政状態を見ますと、もう思い切つて早期償還をして金利の安い国債で残高の中身を変えていったらどうだろう、これも一つの百四十兆円の国債を管理する物の見方、考え方だと思ひますが、この点いかがでしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 国の国債政策あるいは国債管理政策の中でいけばそういう市場経済的な考え方をもち取り入れるべきではないかということは、私は傾聴に値する御意見だと実は思つてゐるわけでございまして。そこから実は問題はいろんなふうな発展をするわけでございましてけれども、今その余分なことを申し上げる必要はないので。

ただ、今おっしゃいましたことで申しますと、それは債権者の利益というものがございまして、けれども、一般に債権者側の利益もあると考えなければなりません。したがって、早期に償還をするとなれば買い入れ償還をするということにならざるを得ないかと、時価で買い入れ償還、ということになりますと、これはまたこれでなかなかいろいろな問題を含んでおりましようと思ひま

す。

ただ、おっしゃいましたことは非常に私は大事なことでありと考えておりました。将来の問題としては、国債政策あるいは国債管理政策の中にやはりもう少し金利といったような考え方を取り入れていく、あるいは発行のタイミングでありますとか、もろもろの発行条件でありますとかというところはやはりいろいろ考えていくべきではないかと思っておりますけれども、急な問題としてはなかなか影響するところが大き過ぎるようには、おっしゃいますような問題がございます。

○栗林卓司君 一つの課題として御提起申し上げたにとどまるわけであります。

それからもう一つ、これも実はどうするんだと言われましても、さてと胸を組むような話に質問者自身がなるのでありますけれども、今実感として非常に深いのは、今の円高水準をそのままにしておいて日本が正常な活力を取り戻すというのはなかなか困難である。去年のG5から急速な円高へのあの変化の速さに比べますと最近では落ちついておりますけれども、今の水準というのはいくらも日本は耐え得る水準をどうやら超えてはいるらしい。したがって、それが直接の原因だと私は申し上げても間違っていないと思っておりますが、恐らくベーカーさんと会談なさったところは、ことし日本経済は何か四割を目指している、と御説明だったというふうに思ふんですが、今四割は絶望的であります。来年はどうかというのと、来年も非常に困難な色が出ている。そこで、今の円高水準を日本経済の産業、企業の体力に見合った水準まで戻すためにどういう手段、方法があるんだらうか。

そこで、これからの国際通貨のあり方について大臣がお考えになつていらっしゃるイメージをちょっと伺いたいです。こんな感じがするんです。東京サミットが行われました。そこでサパーランスが決まり、必要があれば介入ということも共同宣言で決まりました。その他金融関係の会議の議事録を見ましても、おおむねそういったニュアンス

の合意事項が多いんですけれども、それはもう相場というものは市場で決まるしか決まりようがないんですから、そうするとどうするかというところ、ある何かのターゲットゾーン、それは言うわけにいきませんけれども、それをお互いに何となく頭に思い描きながら、後は政策の相互調整でそこに持っていくための努力を続けていく、そういうこと、各国間の関係をどうやって打ち立てていくのか。これからの国際通貨制度がどういったことになるかわかりませんが、そこに行く道筋というのは結局そんなものではないかと思ふ。

なぜかどうかといふと、私新聞記事で質問するといふのは嫌いなんであります。たまたま日本経済新聞のトップに、「米独、為替安定で合意へ 緩やかな「相場圏」に 政府・日銀見通し 西独選挙後にも実現」アメリカとドイツの間で為替の安定について何かの合意ができた、やはりこれは日本も含め世界的な広がりの中で定着していくのはあるまいかといういわば予想記事ですけれども、ただ、こういう文脈の中で、将来の為替レートというのは解決をしていくべき問題だと考へてよろしいのかどうか。その場合に日本として今の円高水準を是正するために何をすべきだと思へるようになっておられるか。この点だけ御所見を伺いたいと思ふ。

○国務大臣(宮澤喜一) プラザ合意以来のことを振り返ってみますと、確かに我が国経済はこの事態になかなか対応し切れずに苦勞をしておるわけでございますけれども、一つはやはり、円の高さのこともありますが、それが非常に短期間に起こったということに一つ関係があるかと思ふます。これはもう起こってしまったことでございします。何とも申せませんが。

したがって、それに時間とともに少しずつなれてくるという要素はゼロではないと思ふのでございしますけれども、私がとりあえず思ひましたことは、これ以上の円高というものはない、もうこれがこれより難しくなることはない、したがって、対応されるにしてもそれは考へていただい

いいということをつくり出しませんと、企業の立場としてはこれはもう何とも対応がないということではないかと思ひまして、この間あいつことをベーカー氏と合意したわけでございます。が、それは必ずしも今の水準なら日本経済が対応できると私自身が即思つておるわけではございませんで、やはりなかなか対応に苦しいところが現実にあると思つております。

それは、先ほど申し上げましたが、やはりフアンダメンタルズというものはどちらかといえばアメリカ側からよくなつていくはずである。これだけ我々としても協力をしておるわけでありまして、アメリカ自身も問題意識を持っておるのですから、そういう形で市場の実勢が動いていくわけではなないかというふうに思つておるわけでございます。

それから、まさに国際的な協力しないだろうと言われることは、結局そういうことになつて思ふのであります。プラザ以来の経験を見ましても、結局いゆるターゲットゾーンというものは、これは現実的には非常に難しいことであつて、やはり各国の間で政策協調しながら、どなたが使われた言葉で借りれば、インプリメンタルアプローチとでも言うのでありましょうか、接近的な方法でございしますか、そういったようなことで主要国が政策協調をしていくということが可能な唯一の道ではないか。

先ほど、アメリカが財政赤字を減らし貿易赤字を減らしていくとすれば、そのデフレギャップはだれがしよのかということ、先進国間の合意は、やはり大きな黒字国がそれをしよってほしいということでございます。我が国にそういう期待が一番寄せられておるのだと思ひます。そういう意味で、先般の補正予算なども一つはそんな理由からお願ひをいたしたわけでございします。そういうことで、我が国とアメリカ、あるいは西ドイツを中心としたアメリカ、日本、そういう間での政策協調の中から為替の安定を見出していただく、どうもそういうことにしか、現実に取り得る

政策としてはそこあたりが考へ得る現実的な処理ではないかというふうに考へておるわけでございます。

○野末陳平君 まず、金利のこととちよつと伺いますけれども、公定歩合の第四次の引き下げがありまして、それについては大蔵大臣も時宜を得た適切な措置だと思へるようでありまして、それはそれでいいんですが、早速に預貯金金利が下がりました、今週から。預貯金金利は、一年定期を例にとりまして一時の半以下になつてしまつて、四割切つてますからね。

そうしますと、一方今度は住宅ローンの方を見ますと、これが意外と下がつてないわけですね。これは九割から七・〇二%ですよ、今固定金利言います。そうすると、預けてもらう金利の方は非常に敏感にあればあれよと下がつていて、ところが借りて払う方の金利の方は意外と下がつていない。やっぱりどう考へてもちよつとおかしいような気がするんで、住宅ローンは二%しか下がつていませんからね。ですから、これは長プラに合せて年二回見直すというふうに決まつているといふものの、しかしそういう理屈で説明つかどうか。どう考へてもこれは、預貯金金利がこままで下ればもう少し住宅ローンの金利も下がつてしかるべきだと考へておると思う、消費者は。これはどう考へますか。

○政府委員(平澤貞昭) 一つその場合の問題でございしますけれども、住宅金融はもとより長期の金利でございまして、長期プライムにはほぼ連動するような形で決めているわけでございします。片方の預貯金金利の方は普通預金等々比較的短期のものでございまして、そちらの方の金利変動はより大きく動いております。そういうような関係で住宅ローンの金利の変動幅が小さくなつていふことがあつてございします。

○野末陳平君 理屈はそのとおりです。ですけれども、例えば年二回見直すというんで今の金利はそのまま来年の三月まで続くんですけれども、それをそういうものだというのはちよつとおかし

いなと思うんですよ。やっぱりこれは大蔵省指導してほんのちよっと、長プラも変わったんだからね、だって五年物は下がるんだから、だからやっぱりちよっとその辺考えまして、ここでもうなんでしょうかね、やはりこのままの金利でもう決まっているから三月までは変えませんが、四月の時点でもう一回見直してそのときに考えましようというんでなくて、大蔵大臣、もうちよっとぐらいいサビスするぐらいのことをやってもいいんじゃないかと思うんですがどうなものでしょうか。今の銀行局長の説明でそのとおりだからもうだめよ、こういうのはちよっと何となく国民感情、庶民感情に合わないと思うんですよ。

○政府委員(平澤貞昭君) 若干、御答弁する場合に技術的な点も前もって御説明しておく必要があるかと存じますが、従来は長期プライムが変動しました。たまたまに変わっていったわけでありまして、そういたしますと今度上げるときは長期プライムが上がるのと即座に上げるといふことになるわけでございます。したがって、長期プライムが変動しましてから半年ごとにそれを見直していくというのをしておりますので、したがって上げ下げともそういうふうにしたという事でございまして、下げの場合だけ硬直的な処理をしているというわけではございません。

○野末陳平君 そう変わったのはつい最近だからね。しかも固定と変動とどっちでも選べるようになっていまして。まあ理屈はいろいろつくけれども、どうも下がり方が緩慢である、もうちよっとぐらいい下がってもいいんじゃないかという気がするんで、それを何にもしないで大蔵省がただ傍観しているのもどうかと思つていただけです。だから、大臣はどうですか、こう言っている。

○国務大臣(宮澤喜一君) 少し研究してみます。いや実はその辺のことはなかなかいろいろいきさつがあるようございまして、上がつていくときに、まあ今恐らく金利は最低に近づいていくので、ずっとそれに従つてその都度その都度上がつていくようなことがいいのかどうか、あれこれ

まあいろいろな事情があるんだろうと思つて、おつしやることも国民のかなりの方々が同じ疑問を持っておられるだろうと思つたので、もう少しよく研究させていただきます。

○野末陳平君 じゃ今度はマル優の話。

マル優の廃止が煮詰まつてきますと郵貯の問題がどうしても出てきてまして、郵貯の非課税はこれはもう絶対対する、こういうような意見も多いように、これは自民党の先生方がそういうようなことをおつしやっておりますが、これはいわゆる郵貯の非課税とそれからマル優は同時にしなきゃいけないというのが今までのずっとこの委員会の話だったんですが、そこで両者は同時にすべきことで、片方だけが廃止されるという事はあり得ない、こういう原則はこれはずっと変わらないと、こう考えていいですか。どちらか廃止するときは同時にである。

○国務大臣(宮澤喜一君) 銀行と郵便貯金どちらという意味……

○野末陳平君 そうです。どちらか片方だけが廃止されるという話はおかしいと、こういうことで、どうですか、その原則に変わりはしないのか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実はこの話は、大蔵今の段階で微妙なことになつておりまして、どういふふうにして申上げていいのかわからず、両方の全体的なトータルバランスといふんです、銀行側からいけばイコールフットイングといふふうになるわけでございますけれども、やはり両方の間の全体のバランスといふものは考えていくことが大事であらうと思つております。

○野末陳平君 ですから、片方だけ残るとバランスが狂いますからね、そういうことがあつてはおかしいな。今までのマル優問題についての議論は、常に両者は、郵貯の非課税をなくすならば当然銀行のマル優も、同時にだつたんです。それがこへ来て様子がもし変わつて、マル優は廃止、だけれども郵貯の非課税は残るなんという事になつたら、これはおかしいんじゃないかなと思つたんであえてお聞きしたんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういうふうな、様子が変わるといふようなことは私は考へておりません。

○野末陳平君 そうすると、強いて言えば、郵貯の非課税を廃止するかわりに、そのために別の何か新たな措置を考へるというか、特典といひますかね、何かを郵政省側に与えるなんという事もあり得るわけですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点は先ほどから申し上げておりますように、政府と与党の間でたゞいま意見調整を進めておる税制改正の一環としての問題でございまして、私としてはその帰趨をもう少し見ておきたいと思つております。

○野末陳平君 マル優の廃止自体いろいろな意見がありますけれども、これは減税財源としても、あるいはその他幾つかの理由からいっても僕はもうやむを得ないと思つておられますけれども、それは前からこの委員会でも言つておられるところなんです。

ただ、最近の動きを見ますと、マル優が廃止になったらひよとしてお金の流れが変わつて株の方がどうだとかそういうような声も聞かれます。そうすると、株式の譲渡益です、キャピタルゲイン、これが今までどおりで、まあいわばざるみないなもので非課税だといふのはやはりこれはおかしいなという気がしますから、何でこの株式の譲渡益に対する課税にもっと大蔵省が積極的に研究して前向きにやらないのか不思議でしようがないんで、技術的に難しい難しと十五年ぐらいい前からそれを言い続けておられるんですけども、ちよっとその辺がもうそういう技術論じゃ済まない。なぜやらないんですかね。

○政府委員(水野勝君) この点につきましては、今回の税制調査会の答申でも、「公平、公正の理念に照らし」「年間の大量取引に係る所得を課税対象とする等段階的課税強化を一層推進することにより課税ベースの拡大を図り、究極的には原則課税を志向すべきである」という提言をいただいているところでございます。大きな方向としてこ

うした趣旨を踏まえて対処してまいりたいと考えておるわけでございます。

○野末陳平君 税調ではもう前からそういうことは答申出ているんですよ。ですから大蔵省は半歩も一歩も踏み出すのが当然だ。マル優を廃止するところまで踏み出してきているんだから、何でも具体的な検討していかないと。知恵絞ればできないはずなんじゃないか。もういろいろんことを考へるんだから、本当に頭いいと思つて感心するぐらいなんですよ。ですから絶対にできると思うんですよ、株式のキャピタルゲインも。だから何でもやらないんだ、やる気がないのか。一体どこが、方向はそうであるといふのはもう前から聞いて知つてますから、踏み出さないのは何でだ、どう聞いておられるんです。

○政府委員(水野勝君) 同じくこの答申におきましては、究極的には原則課税を目指すべきであるという段階につきましては、「適正、公平な税務の執行の確保を図るためには、有効な課税資料の収集のための実効ある措置が不可欠である」という指摘もいただいているところでございまして、そうした措置のないままに原則課税といたしました場合には、果たして真に公正な課税が実現できるのかどうかにつきましては若干の疑念もあるところでございますので、そうした措置につきましては検討とあわせて今後対処してまいりたいと思つておるわけでございます。

○野末陳平君 いつも言っているわけですね、そういう答え方。だけれども、もうそろそろそれはきかなくなつたわけだね、もうすぐ目の前にマル優の廃止の問題があるんですよ。だから今回郵貯の問題も含めて株式のキャピタルゲイン課税を強化しないでおくといふのはおかしいな、一緒に全部やるべきことではないのか、そう思つて聞いているわけですか。じゃ今回それを難しいから外したんですか、結論を。今言つたようにいろいろ難しい面があるから今回は置いておいて、次にまた検討なさるわけですか。

○政府委員(水野勝君) ただいま申し上げました

ように、年間の大量取引、これを課税対象にするなどという具体的な指摘もいただいているわけだ。ごいまして、そういうところから従来の路線に沿いまして検討をしてみたいということでございます。やはり原則課税と建前としてそういうことを打ち出しますからには、それが完全に適正な実施が担保されることが必要ではないかと思うわけでございます。極めて大量に取引されます株式取引につきまして、それぞれにつきまして本人確認をいたし、またその適正な取得価額を確認していくということとは、取引の大量性、多様性からいたしまして、そこを十全な配慮をした上でいたすのが適当ではないかと思うわけでござい

す。

○野末陳平君 大蔵大臣、随分難しそうだというのはよくわかりますけれども、いつも毎年そういうようなことで終わっちゃうのはちょっと納得が得られないだろうと思つていられるわけなんです。ですから、マル優問題にいよいよ決着をつけようかというときに、株のもうけだけをばつておくとおかしなところがある、今の答弁じゃちょっとおかしいと思つていられるので、どうですか、大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 平らな言葉で申し上げます、非常に大きな取引があったという場合には、これは確認することは非常に難しくございまして、あるいは年間に非常に何度も売買をしておるといふ人の場合もこれも確認をすることがそんなに難しくないのである。しかしそうでない場合に、例えば売った価額はわかるけれども、取得価額というものはこれは実際簡単にわかりませんので、そういったような領域に踏み込みますと、行政が非常に公平でないといひます。か、行き渡らない行政をすることになってはいけません。というのが税制調査会における指摘でもあり、また過去にそういう経験が現実にごいしましたから、それでまず不公平を招かないような、確実に把握できるようなところから強化をしていきたい、こういうふうにごいしておるわけでございます。

○野末陳平君 まあしかし完璧な捕捉というのはなかなか難しいんだから、それを盾にとつてできないと言われるのもどうかという気がするのでも、まあひとつ研究して、具体的に半歩でも一歩でも前進すべきだというのが今回のマル優問題にけりをつけるために必要だと、こう思つていられる。それを強調して終わりにします。

○委員長(井上裕君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

財源としてやむを得ず、また、半額繰り入れを守つて特例公債を追加発行するよりは全額補正財源に充てる方がましであるとして説明しております。しかしながら、補正財源不足の最大の原因は、当初見込みに比べ一兆一千二百億円の租税収入の落ち込みであり、とりわけ九千八百億円の大幅減収となつた法人税に見られるように、政府みずからがつくり出した円高不況に對して何ら実効ある対策をとらなかつたことなどによるものであります。

また、有価証券取引税が三千四百八十億円と倍増したこととあらわれているように、金余りが大企業全体に広がり、有価証券、土地などに對する投機的投資が際立つているときに法人税収が激減したことは、その根底に大企業、大資産家に対するさまざまな優遇税制の温存、拡大があることを指摘しなければなりません。

第三に、補正財源の確保は、軍事費や大企業補助金など各種の不急の歳出を徹しく削り込めば十分可能であります。にもかかわらず、公共事業追加分として五千四百九十億円の建設国債を新たに増発した上、本来減債基金に充てるべき決算剰余金の全額を補正財源に充てるなどは、財政再建の努力を全く放棄するものと言わなければなりません。

以上が本法案に反対の理由であります。

○委員長(井上裕君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○委員(井上裕君) 御異議ないと認めます。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(井上裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上裕君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題とし、先般本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。梶原清君。

○梶原清君 北海道への委員派遣について御報告いたします。

派遣委員として、井上委員長、大浜理事、赤桐理事、塩出理事、丸谷委員及び私の六名は、去る八月三十一日から九月二日までの三日間にわたり、北海道財務局、札幌国税局、函館税関、札幌国税不服審判所及び日本たばこ産業株式会社札幌支社並びにこれら出先機関である関連の財務事務所、税務署、税関支署等より管内の概況を聴取し、意見を交換するとともに、池田町におけるワイン研究所及び有線テレビ放送施設並びに地場産業として北海道農産物、釧路橋南地区水産加工業組合及びホクレンくみあい飼料の各工場を視察いたしました。

以下、調査の概要について申し上げます。まず、経済の現況についてであります。個人消費は底がたい動きを見せておりますが、住宅建設は伸び悩み、企業の生産活動も総じて弱含みとなつていなど、道内経済の足取りは一服状態であり、また、漁業環境の悪化や石炭鉱業をめぐる厳しい情勢などが、北海道経済全体としてのムードをやや重苦しいものとしていられるように見受けられます。

一方、円高が北海道の経済、産業に及ぼす影響について見ますと、貿易額のシェアが全国の輸出で〇・二%、輸入で一・六%と小さいため、経済全体への影響は量的には軽微であります。が、合板、鉄鋼、魚かす、魚油などの業界では、輸出不

振の影響が深刻化を来しているものと見受けられます。また、道内経済の足取りは一服状態であり、また、漁業環境の悪化や石炭鉱業をめぐる厳しい情勢などが、北海道経済全体としてのムードをやや重苦しいものとしていられるように見受けられます。

振や輸出採算の悪化並びに安価な海外製品の流入で苦境に立たされている企業があります。

私どもが視察いたしました事業場におきましても、産品の原料高とその代替品の円高による輸入増によって経営が悪化しているのに加え、新たに販路を開拓する必要に迫られているなどの実情を見てきたところであります。

また、石炭鉱業では、内外炭価格差が一層拡大し、需給面に大きなギャップが生じており、その対策が検討されていると聞いております。

他方、北海道の貿易構造は、輸入が輸出の約五倍と大幅な入超となっているため、原油、魚介類、木材、飼料原料などの輸入価格の低下による円高メリットは、北海道経済にとってのプラス効果は大きいものと見受けられます。

北海道は相対的に第一次産業のウエイトが高いのでありますが、農業への円高の影響については見ますと、飼料、肥料及び燃料油価格の低下によるコスト軽減は当面のメリットとなっており、今後の一次産品の輸入増加が危惧されている状況にあります。

次に、国有財産についてありますが、北海道所在の国有地は、北海道総面積の二分の一強を占める広大な面積で、その大部分は林野庁の国有林であります。一方、北海道財務局の国有地は東京都二十三区に匹敵する面積であります。これらのうち、都市部やその近郊では、近年国有地の有効利用に関して民活への関心が高まっており、国有地に対する需要も増大しつつあると聞いております。

広大な面積を管理している点については札幌国税局も同様であります。そのような条件のもとで、過去十年間に、申告所得税については納税者数で四一・五増、還付申告者数で二・三倍に、また源泉徴収義務者数及び要整理滞納件数はそれぞれ五二・五増強増加しているにもかかわらず、定員はこの十年間ほとんどふえていないという厳しい環境のもとで職員が行われていることが認められます。

道内の徴収決定済み額の主な税目構成では、源泉所得税及び申告所得税のウエイトが、全国平均では三三・八％と九・五％であるのに対し、北海道は四二・五％及び一二・三％と高い反面、法人税は全国平均三二・五％に対し一八・五％と著しく低いのが特色となっております。これは、北海道の産業構造を反映していることに加え、法人の本社機能が東京に集中していることによると思われるものと見ております。

北海道、青森、秋田、岩手の三道三県を管轄する函館税関管内の貿易は、その特徴として鉄鋼、紙・パルプ、木材、石油等の素材型産業に関するものが多く、ために六十年代は、内外経済の停滞に加えて鉄鋼を中心としたアメリカ、ECとの摩擦によって輸出、輸入ともに振るわず、輸出は対前年度比一六・六％の減、輸入は九・二％の減となっておりあります。

たばこの販売につきましては、道内基幹産業の不振による個人消費の低迷と需要の構造的停滞による影響に加えて、外国たばこの販売数量の増加を要因として、北海道の国産たばこ販売数量は対前年度比一・八％減、売上高は一・一％減となっております。

最後に、ワインの町として知られる池田町の行政の一端を視察いたしました。農業を基幹産業とする池田町では、みずからの創意と工夫を生かした農業の確立、生産物の加工による高付加価値化等をテーマに、産業として自立できる地域農業基盤の確立を目指して、畜産、林業、水産についても積極的な独自の研究と開発が行われ、それぞれの分野での産業の高度化に意欲的な努力が払われている状況を見てまいりました。

また、池田町では、情報化時代の到来に先駆け、昭和四十七年から町営による有線テレビ放送を行っており、地域住民が自前の情報網を持つことによってコミュニケーションを深め、住民参加型の町づくりを目指していることに感銘した次第であります。

以上概略を申し述べましたが、今回の派遣に当

たり、調査に御協力いただきました関係行政機関、自治体、民間の各機関、事業場の方々に對し、この場をかりて厚く御礼申し上げ、派遣報告を終わります。

○委員長(井上裕君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

九月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願(第三八号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第四八号)

第三八号 昭和六十一年九月十二日受理

冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 札幌市中央区北一条東七丁目 増子スミエ 外千六百十九号

紹介議員 峯山 昭範君

半年間雪に閉ざされる北海道では、厳寒期の暖房代実費として燃料手当(寒冷地手当)を支給することとがほとんどの職場で慣例化している。この手当は、北海道の勤労者が無事越冬できるように、石炭を現物支給することから始まった歴史的経緯がある。北海道民はこのほか、冬期間に衣服、暖房設備など防寒対策費の出費を余儀なくされているが、特に、暖房のための灯油代は現在わずかに下がったとはいえ二月二万円から三万円に及び、全国に比べ、低い道民生活の大きな負担となつてい

る。しかも、灯油価格がいつまた上昇するかわからない。長引く不況と厳しい環境の下で、家庭及び企業の燃料手当に對するこれ以上の負担は難しい。ついでに、北海道の積雪、寒冷地の実状と燃料手当のもつ歴史的な性格、役割を考慮し、燃料手当(寒冷地手当)を非課税扱いとする特別法を制定された。

第四八号 昭和六十一年九月十二日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 静岡県富士市大洲一ノ三、五〇七ノ九 全国盲ろう者連合会静岡県支部内 山口正勝

紹介議員 前島英三郎君

一、身体障害者が自分の足として使用する自動車に消費するガソリンの揮発油税・地方道路税と自動車重量税を免除すること。

二、ディーゼル式身体障害者用自動車に課税される物品税の非課税となる範囲を拡大すること。

理由

(一)揮発油税・地方道路税の課税対象となるガソリンを使用する自動車は、電車・バス等の公共交通機関を使用する者が営利やレクリエーション目的で使用する自動車であり、肢体不自由等の障害者が使用する自動車は、公共交通機関の使命を代行するものであるから、この自動車の運用維持に必要なガソリン等購入費用は、補助されるべきものであつても課税されるべきものでない。(二)二年ほど前から多くの自動車メーカーがディーゼルエンジン式乗用車を開発、商品化し、安価な軽油を使用するため使用者から喜ばれている。肢体不自由障害者等もこのディーゼル式自動車を障害者用に改造して使用したいと希望しているが、車いすを自動車に積む関係上、車の大きさは小型車以上、エンジンの大きさはガソリンならば千六百CC程度は必要である。もしガソリンエンジンをディーゼルエンジンに置き換えるとなれば、出力馬力は排気量が同じならばディーゼルエンジンはガソリンエンジンの三分の二程度にしかならないため、千六百CCのガソリンエンジンをディーゼルエンジンに置き換えれば二千四百CCが必要となる。したがって、ディーゼルエンジンは二千CCを超えたとしてもせいぜいといえない。道路運送車両法ではディーゼルエンジンには排気量の規制はなく、二千CCを超えても小型車の登録となっている。ディーゼルエンジン三千CC未満はガソ

リンエンシン二千CC未満と同等の取扱いとし物品税を免除すべきである。

十月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願(第八五号)

第八五号 昭和六十一年九月二十四日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 東京都中央区銀座三ノ一ノ一五

銀座東進ビル社団法人日本原毛皮

協合理事長 木下仁一

紹介議員 岩動 道行君

毛皮製衣料品に対する物品税の課税を廃止された

理由

(一)毛皮製衣料品はぜい沢品ではない。(1)毛皮製衣料品に対しては、いわゆるしやし品、ぜい沢品として、現在小売段階で、十五パーセントの物品税が課せられているが、国民の衣料品が逼迫して、いた時代はともかく、現在のように室内暖房が完備すれば室内における薄着が定着する反面、屋外においては防寒効果が高く、かつ、耐久性のある防寒衣料が要求されることは当然であり、ここに毛皮製衣料品の効用が、単にファッションとしてではなく、居住環境の変化からくる実用性の高い衣料品として一般消費者から認識されているわけであり、決してぜい沢品ではない。(2)物品税は、その創設された経緯などからその課税対象の選択に当たって、しやし品、趣味・娯楽品、便益品等の消費に示される租税力に着目して課税するという考え方をとってきたが、政府税制調査会の答申(昭和五十二年十月四日付け)でも「消費の多様化、平準化が進んでいる最近の状況の下においては、課税対象の選定等について客観的な基準を得ることが漸次困難となつてきている」と指摘しているにもかかわらず、国民の基本的な権利である衣・食・住の中で、衣の分野の中の毛皮製衣料品のみ

がいわゆるぜい沢品として課税対象とされていることは、理解に苦しむものである。(三)毛皮製衣料品に対する物品税は、消費面で競合する繊維製衣料品との間に著しい課税上の不公平があるばかりでなく、競争上著しい不利な条件をもたらしている。(1)前述のように毛皮製衣料品は、国民の生活様式の変化から、現状においては実用品ないしは必需品と化しているが、これと全く同一の用途に供される繊維製衣料品には全く課税されず、毛皮製衣料品のみが課税されているということは、不公平税制の是正が大きく叫ばれている今日、遺憾を増してはきたが、これは決して毛皮製衣料品の好況を意味しているものではない。毛皮製衣料品への物品税の課税により、繊維製衣料品に比べて著しい割高感を消費者が持ち始め、最近特に毛皮製衣料品の購買意欲を減退させている中で、毛皮業界が多くのハンディを背負いながらも、血のにじむような努力でもって、何とか表向きの販売量を維持しているという事実を認識すべきである。(3)すなわちその現実には、繊維製衣料品との激しい販売競争の中で、大幅な値引き合戦を余儀なくされ、そのため価格体系は乱れ、物品税の転嫁どころか原価割れの事態をもたらししている。しかも物品税が課されることにより、その取扱業者には税法上、記帳・申告・調査などの受忍義務が課されているため、いわゆるもぐり業者が介在し、これが市場価格体系の大きな乱れの原因となつていゝことも、認識すべきである。(4)毛皮も衣料品であるので、繊維製品、呉服製品と同等の扱いにすべきである。(三)毛皮製衣料品の取扱業者は、極めて零細企業である。(1)毛皮業者の実態は、表面的には一部華やかに見える部分もあるが、原毛皮生産業者、なめし業者、染色業者、縫製加工業者などのいわゆる手工業者の寄り集まりによる典型的な労働集約型産業であり、しかもその卸・小売業者もそのほとんどが個人経営又はこれに類似の小法人で、この点では繊維製衣料業界と比較して、より零細企業の集まりであるといえよう。(2)しかしな

がら繊維製衣料品については、過去数回にわたり物品税の課税が検討されたが、現在に至るもまだ実現されていない。これは課税によりもたらされるであろう消費の減退から、地場産業や零細企業を保護するという政策的配慮の結果であるといわれているが、これと全く、いやそれ以上に零細企業の集まりである毛皮業界に、なぜにこの種の配慮がなされないのか理解に苦しむ。(3)加えて産業政策の面から見ても、繊維産業全般にわたり通商産業省の手厚い保護、指導が行われているばかりでなく、特に高級衣料品の材料たる、繭・生糸については繭糸価格安定法に基づく繭糸砂糖類価格安定事業団による買上措置のほか、繭の生産国である中国や韓国とも、外交交渉により輸入量の調整を図る等、国内生産農家に対しての手厚い保護が行われている。同じ衣料品業界の中で毛皮業界だけが、何故に国からの少しの援助・保護・指導もないばかりか、更にその上物品税の課税という圧迫にも耐えなければならないのか、納得できない。(4)また、毛皮製衣料品は百貨店などの大型店舗でかなりの量が販売されているとはいえず、その大部分はいわゆる消化仕入れ方式で、販売するまでの金利はもろん販売に至るまでの損傷、その他のリスクはすべて納入者たる零細企業が負つていゝという現実を認識すべきである。(四)米国内においても、経済成長の促進などの見地から、毛皮製衣料品に対する連邦消費税の課税が廃止されている。(1)米国内においては、一九六五年七月一日から(1)米国内において、(1)売上げを増加し、税負担を軽減することにより企業所得を増大せしめ、(2)消費税の対象となる物品を生産する企業及び労働者に課されている不公平な負担を除去する。などの目的で、毛皮製衣料品に対する小売業者消費税が廃止された経緯がある。(2)翻つて我が国の現状を見ても、(1)不公平税制の是正(1)国内需要、特に個人消費支出の拡大(2)国際収支の不均衡是正が緊急の課題として提起されているが、過去米国内政府が断行したように毛皮製衣料品の物品税の課税を廃止することは、これらの政策課題を解決する一助

にもなることを確信する。(四)物品税の課税を廃止した場合、毛皮製衣料品の生産・販売は伸長し、所得税や法人税の増収をもたらすし、国民経済的には総体としての税収の減少にはつながらない。(1)最近毛皮製衣料品の消費は漸増してはいるが、これは前述したとおり、一般の消費者が最近の生活環境の変化に応じて毛皮製衣料品の実用性を認識してきた結果と毛皮業界の努力によるものと確信している。(2)このような時にこそ、物品税の課税を廃止すれば、国の消費拡大政策とあいまって国民の毛皮製衣料品に対する需要は増大し、取扱業者の新規参入、既存業者の売上げも急激な増加が期待され、したがって、これら企業の収益の増大と業界全体の雇用の拡大に寄与することは明らかであり、ひいては所得税や法人税の大幅な増収にもつながるものと確信する。現在毛皮業界が納税している各種税金をすべて集計すると、年間約七百億円にもなり、更に過去を加えると、一兆円以上も納税している産業である。この国家収益産業が何故か前述のように、国家から何の保護・見返りもなくただ働きバチの業界にとどまらねばならないのか。歴史的に見てもこの一世紀の間に、日清・日露戦争は言うに及ばず、今次の両大戦においても、国軍の防寒衣料品製作など、業界あげて協力してきた毛皮産業が、現在、一番不公平の取扱を受け、一切の保護措置をもとられていない。(四)最近の急激な円高は、毛皮業界に深刻な影響を与えている。(1)最近の急激な円高は、毛皮産業に携わるすべての零細業者に深刻な打撃を与えている。(2)そのため、製業者、縫製業者もますます苦境にあぐらこたへした。例えば香港の縫製工賃は現在一着当たり九十米ドルから百五十米ドルであり、米ドルの大幅な低落は、毛皮製品に対する従来優秀ではあるが高額であるとされてきた米国内製毛皮製品でさえも、十分な競争力を備えて国内の製造業者を圧迫し始めていることは、最近の輸入統計の伸びでも明らかである。近いうち当業界に倒産旋風が吹き荒れるであろうことは予想に難くない。(3)急速に訪れたこの為替差だけで

も国内の製造業者にとつて約三十パーセントに達するといふ厳しい環境の中にあつてこれを跳ね返して行き詰まりを打開し、国内業者が生き残つていくための道は、販売の拡大を図るほかに残されてない。販売拡大のためには、需要振興策の一環として毛皮製品にかかる物品税を緊急措置的に即時廃止することが焦びの急務である。

十月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願(第二二九号)(第一三〇号)(第一二六号)

第二二九号 昭和六十一年十月六日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願(二通)

請願者 徳島市上八万町花房三五四 英順 子 外三名

紹介議員 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第一三〇号 昭和六十一年十月六日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 福島県郡山市熱海町中山四七 大 河原千鶴子 外二名

紹介議員 佐藤栄佐久君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第一三六号 昭和六十一年十月八日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬三ノ一一ノ二 佐藤俊男

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

一、少額貯蓄非課税制度の堅持に関する請願(第一四六号)
一、少額貯蓄非課税制度の存続に関する請願(第一五二号)
一、少額貯蓄非課税制度存続に関する請願(第一五五号)
一、毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願(第一六一号)(第一二二号)(第一六三三号)
一、税制改正に関する請願(第一六九号)

第一四四号 昭和六十一年十月十三日受理

非課税貯蓄制度存続に関する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ九一ノ五ノ三八 茨城県議会内 岡部英男

紹介議員 岩上 二郎君

現在、政府税制調査会では、郵便貯金やマル優制度などの非課税貯蓄制度の見直しを含む税制の抜本的改革についての検討が行われているところである。非課税貯蓄制度は、国民の零細な貯蓄を保護し、我が国の貯蓄奨励に大きく貢献するとともに、国民生活の安定、我が国の経済の発展に大きな役割を果たしてきた。今後、高齢化社会の到来を控え、自助努力による生活防衛、老後の備えのために貯蓄の重要性が増大している折、この制度が廃止されることは、国民の貯蓄意欲を減退させることになり、国民経済に重大な影響を与えかねない。よつて、現行の非課税貯蓄制度の存続を図り、真に国民の立場に立つ税制の改革が行われるよう強く要望する。

第一四六号 昭和六十一年十月十三日受理

少額貯蓄非課税制度の堅持に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会内 島貫義衛

紹介議員 佐藤栄佐久君

現在、政府税制調査会においては、今次税制改正答申案の審議決定に当たり、非課税貯蓄制度の廃止を含めその見直しを検討しているが、本制度が我が国の貯蓄奨励及び国民の少額貯蓄者の保護に

寄与してきた役割は極めて大きい。しかるに、本制度が廃止され、安易に利子課税が行われることになると、国民の税負担に対する不公平感の増大のみならず、貯蓄に将来の生活設計を求める高齢者、母子家庭などへの影響が大きいばかりでなく、ひいては金融市場始め経済面に与える影響は甚だしいものがある。よつて、本制度の重要性にかんがみ、これが廃止には強く反対されたい。

第一五二号 昭和六十一年十月十四日受理

少額貯蓄非課税制度の存続に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議会内 鳥越浩

紹介議員 加藤 武徳君

政府税制調査会においては、減税を含めた税制改革の検討が現在進められており、その中で、少額貯蓄非課税制度は、廃止の方向で見直しが行われている。非課税貯蓄制度は、国民の貯蓄思想の普及促進を図る一方、国民生活の安定をもたらすと同時に、福祉の向上に極めて大きな役割を果たしている。また、急速に進む高齢化社会を迎え、国民の老後生活に対する不安が高まっている今日、自助努力による貯蓄の重要性は増大している。更に、最近の低経済成長下にあつて、国民の可処分所得は伸び悩んでおり、このような状況の中での非課税貯蓄制度の廃止は、国民生活に大きな打撃を与えることとなる。よつて、こうした状況を十分認識し、少額貯蓄非課税制度を存続するよう慎重な検討が行われることを強く要望する。

第一五五号 昭和六十一年十月十四日受理

少額貯蓄非課税制度存続に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町中の原六五 二 水田伸三

紹介議員 守住 有信君

少額貯蓄非課税制度は、国民の少額な貯蓄を保護するとともに、経済生活の安定、社会資本の充実のため大きな役割を果たしてきたところである。また、急激な高齢化が進む中で、豊かな長寿社会

を建設するためには、今までも増してその役割は重要となつていく。現在、政府税制調査会においては、税制検討の中で、郵便貯金やマル優などの非課税貯蓄制度の見直しが検討されているが、見直しの内容いかんによつては、国民の経済的安定や自助努力に悪影響を及ぼすことは必至である。よつて、現行の少額貯蓄非課税制度を存続されたい。

第一六一号 昭和六十一年十月十四日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願(二通)

請願者 千葉県流山市松ヶ丘四ノ五一四ノ二二ノ七 久須美和子 外一名

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第一六二号 昭和六十一年十月十四日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 群馬県前橋市千代田町四ノ三ノ七 高岸八重子 外四名

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第一六三号 昭和六十一年十月十四日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市ひより台二八ノ三三 木皿由喜子 外一名

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第一六九号 昭和六十一年十月十六日受理

税制改正に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会内 渡辺正市

紹介議員 添田増太郎君

現在、政府の税制調査会において、減税を含めた現行税制の抜本的改正を行うため、税負担の不均

五、大企業・大資産家に対する税の特権的減免をやめること。

六、税金は軍事費や大企業向けの補助金などに使うのではなく、暮らしと福祉、教育、中小企業対策など国民のために使うこと。

第三一二号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 鹿児島県始良郡始良町西餅田三、三八六ノ六 有馬純一 外二万四千九百九十九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一三三号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市百草九九ノ二七二ノ二〇四 宮腰信久 外二万四千九百九十九名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一四号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 茨城県水戸市堀町二、〇三三ノ一五 角田道生 外二万四千九百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一五号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 埼玉県川越市寿町二ノ八五九 児島正展 外二万四千九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一六号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福井県今立郡今立町南坂下二ノ一八 堀田恵美子 外二万四千九百九十九名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一七号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 茨城県水戸市堀町二、〇七六ノ一市宮堀原住宅二ノ一ノ一 佐藤昌男 外二万四千九百九十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一八号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 愛知県西尾市齊藤町郷中二五 神谷俊之 外二万四千九百九十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一九号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 岩手県紫波郡都南村飯岡新田三ノ七三 佐藤金男 外二万四千九百九十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三二〇号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 埼玉県所沢市下富一、〇四三ノ一四七 引間登志雄 外二万四千九百九十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三二二号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 東京都江東区東砂五ノ一ノ五 佐野麻紀美 外二万四千九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三二三号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 東京都練馬区大泉学園町七ノ二二ノ一 齊藤正子 外二万四千九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三二四号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市長房町一、五二〇 依田敦雄 外二万四千九百九十九名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三二五号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 静岡県沼津市高島町一六ノ一三 小松和夫 外二万四千九百九十九名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三二六号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 愛知県稲沢市駅前二ノ二四ノ一六 加藤正雄 外二万四千九百九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三二七号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三二八号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三二九号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三三〇号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三三五号 昭和六十一年十月三十日受理
山林に係る相続税の軽減に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三三六号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三三七号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三三八号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三三九号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三四〇号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三四一号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三四二号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三四三号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三四四号 昭和六十一年十月二十九日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 京都市左京区鞍馬本町四八〇 上田昭三
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第六号(第四七五号)

第三七一号 昭和六十一年十月三十一日受理
毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願(七通)

請願者 東京都葛飾区奥戸七ノ一五ノ一六
株式会社橋本毛皮店代表取締役
橋本平三 外六名

紹介議員 田辺 哲夫君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第四五六号 昭和六十一年十一月五日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都練馬区関町南二ノ一七ノ二
二 今井良子 外二百九十九名

紹介議員 刈田 貞子君

大型間接税は老人や母子家庭など社会的弱者に、より重く税金をせしめ不公平を拡大する大衆課税である。大型、中型、小型間接税と名称を変え、導入されようとしている大型間接税に反対し、導入しないようにされたい。

理由

政府税制調査会が答申した新型間接税は、製造業者売上税、事業者間免税の売上税、日本型付加価値税等であるが、これらの間接税はいずれも最終の税負担は消費者にかかってくる。もし大型間接税が導入されると、わずかにパーセントの税率でも四人家族では、年間約二十万円の負担増になるといわれている。そして高額所得者でも低所得者でもだれでもが買物をするたびに同じ額の税金を取られる。理髪代、パーマ代のサービス料金はもとより、ノート一冊、消しゴム一個にまで税金がかけられるのである。政府は財政再建、所得税減税の財源として大型間接税導入の検討をしているが、まず不公平税制の是正、行財政改革の徹底を行うべきである。暮らしのあらゆるところで知られざるうちに税金を取られ、物価高を招く大型間接税導入に反対する。

第四七五号 昭和六十一年十一月六日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都武蔵野市中町二ノ一ノ一六
ノ一〇二 藤岡鶴清 外三百九十九名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第四五六号と同じである。

十一月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大型間接税導入反対に関する請願(第五〇三号)

一、大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税の実施に関する請願(第五三九号)(第五四〇号)(第五四一号)(第五四二号)(第五四三号)(第五四四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四号)

一、少額貯蓄の非課税制度の存続に関する請願(第五六八号)(第五六九号)

一、毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願(第六一六号)(第六二三号)

第五〇三号 昭和六十一年十一月七日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀七ノ一五ノ一
ノ二〇四 吉野晴生 外三百九十九名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第四五六号と同じである。

第五三九号 昭和六十一年十一月七日受理

大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税の実施に関する請願

請願者 福岡市東区美和台七ノ二六ノ五
馳川正彦 外二千二百七十三名

紹介議員 鎌山 博君

政府は、大型間接税の導入を含む税制の抜本改革に着手しようとしているが、次のような趣旨から、大型間接税の導入・マル優廃止をやめるとともに、大幅減税の実施を求めるものである。大型間接税はその形がどのようなものであっても、最終的には消費者がすべての税金を負担する仕組みになっている。勤労者は収入の大半を消費しなければ生活できないため、大型間接税のほとんどを負担することになり、生活がますます圧迫されることは明らかである。その上賃金抑制にもつながるので導入には反対である。マル優は、生活費を削って子供の教育費や老後の生活の備えなどのために多くの人が利用している。高額所得者や資産家には分離課税を認め税負担を軽減した上、最高税率を引き下げるとしながら、低所得者に対してはわずかなマル優にまで課税しようとするのは税負担の不公平を拡大するものであり反対である。現在の課税最低限は生活保護法の給付水準を大幅に下回っており、税金を支払う能力のない人にまで課税するというひどいものになっている。憲法で保障する最低生活費には課税しない原則を守るべきである。高額所得者の減税をするため課税最低限を据え置き、低所得者に重税を課するのは反対である。財政再建を阻んでいる理由の第一は、突出した軍事費の支出や大企業向け補助金の支出等である。第二は租税特別措置という様々な特例を設けて、大企業や資産家の税金を軽減していることである。特定の企業などにもうけを保障し、税金をまけるのはまさに不公平税制であり是正すべきである。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、いかなる名目も問わず大型間接税の導入はしないこと。
二、マル優(少額貯蓄非課税制度)の廃止は行わないこと。
三、所得税・住民税の課税最低限の引上げを中心として大幅減税を実施すること。
四、軍事費を削り、大企業や大資産家優遇の税制を是正すること。

第五四〇号 昭和六十一年十一月七日受理

大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税の実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市楠葉花園町二ノ六ノ三〇四 小松和彦 外二千二百五十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四一号 昭和六十一年十一月七日受理

大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税の実施に関する請願

請願者 東京都練馬区関町北四ノ二六ノ一
五 渡辺徳浩 外二千二百五十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四二号 昭和六十一年十一月七日受理

大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税の実施に関する請願

請願者 北海道上川郡東神楽町一三 倉知政義 外二千二百五十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四三号 昭和六十一年十一月七日受理

大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税の実施に関する請願

請願者 沖縄県糸満市西崎町三ノ七ノ三
羽地定良 外二千二百五十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四四号 昭和六十一年十一月七日受理

大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税の実施に関する請願

請願者 大阪府池田市空港二ノ二ノD 原

田茂 外二千二百五十九名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四五号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

請願者 名古屋市中千種区北千草一ノ九ノ八
奥村一男 外二千二百五十九名
近藤 忠孝君
紹介議員
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四六号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

請願者 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町三九
ハイツ上田一二 丸岡一典 外二
千二百五十九名
佐藤 昭夫君
紹介議員
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四七号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上五六一
河内敏男 外二千二百五十九名
下田 京子君
紹介議員
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四八号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

請願者 長野県松本市笹賀四、一八六 稲
村敬吾 外二千二百五十九名
立木 洋君
紹介議員
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四九号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五五〇号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

請願者 大坂市東淀川区東淡路三ノ二ノ六
久木敏子 外二千二百五十九名
橋本 敦君
紹介議員
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五五一号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

請願者 沖縄県那覇市具志一三ノ四 岩
下一行 外二千二百五十九名
宮本 顕治君
紹介議員
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五五二号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

請願者 神奈川県小田原市板橋九三〇 高
田昭一 外二千二百五十九名
山中 郁子君
紹介議員
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五五三号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

請願者 宮崎市月見ヶ丘二ノ三六 小田正
康 外二千二百五十九名
吉岡 吉典君
紹介議員
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五五四号 昭和六十一年十一月七日受理
大型間接税の導入・マル優の廃止反対、大幅減税
の実施に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町三ノ七ノ一
二 竹田スエ 外二千二百五十九
名
吉川 春子君
紹介議員
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五五五号 昭和六十一年十一月十日受理
少額貯蓄の非課税制度の存続に関する請願

請願者 長野市南長野町下長野県議会内
森田恒雄
紹介議員 村沢 牧君
現在、政府税制調査会においては、税制の抜本的
改革を行う観点から少額貯蓄非課税制度の見直し
が検討されている。しかしながら、少額貯蓄制度
は、国民の日常生活に深く密着し、生活安定と福
祉の増進に大きな役割を果たしてきた。今後、高
齢化社会の進む中で、しかも厳しい財政下で公的
年金に多くを期待できない状況にあつては、自助
努力による資産形成の重要性は従来に増して重要
である。新聞等の世論調査結果によつても、国民
の七割余りが少額貯蓄制度の存続を強く期待して
いる。欧米主要国においても貯蓄優遇税制を設け
て、貯蓄の推進を図りながら、社会資本の整備に
活用されていると聞いている。少額貯蓄非課税制
度がこれまでに果たしてきた役割、更に今後果た
すべき役割を考えると、非課税制度は絶対に存
続させなければならない。よつて、少額貯蓄非課
税制度の意義を十分認識し、この制度を存続する
よう強く要請する。

第五五六号 昭和六十一年十一月十日受理
少額貯蓄の非課税制度の存続に関する請願

請願者 長野市南長野町下長野県議会内
森田恒雄
紹介議員 村沢 牧君
現在、政府税制調査会においては、税制の抜本的
改革を行う観点から少額貯蓄非課税制度の見直し
が検討されている。しかしながら、少額貯蓄制度
は、国民の日常生活に深く密着し、生活安定と福
祉の増進に大きな役割を果たしてきた。今後、高
齢化社会の進む中で、しかも厳しい財政下で公的
年金に多くを期待できない状況にあつては、自助
努力による資産形成の重要性は従来に増して重要
である。新聞等の世論調査結果によつても、国民
の七割余りが少額貯蓄制度の存続を強く期待して
いる。欧米主要国においても貯蓄優遇税制を設け
て、貯蓄の推進を図りながら、社会資本の整備に
活用されていると聞いている。少額貯蓄非課税制
度がこれまでに果たしてきた役割、更に今後果た
すべき役割を考えると、非課税制度は絶対に存
続させなければならない。よつて、少額貯蓄非課
税制度の意義を十分認識し、この制度を存続する
よう強く要請する。

第五五七号 昭和六十一年十一月十日受理
少額貯蓄の非課税制度の存続に関する請願

請願者 長野市南長野町下長野県議会内
森田恒雄
紹介議員 村沢 牧君
現在、政府税制調査会においては、税制の抜本的
改革を行う観点から少額貯蓄非課税制度の見直し
が検討されている。しかしながら、少額貯蓄制度
は、国民の日常生活に深く密着し、生活安定と福
祉の増進に大きな役割を果たしてきた。今後、高
齢化社会の進む中で、しかも厳しい財政下で公的
年金に多くを期待できない状況にあつては、自助
努力による資産形成の重要性は従来に増して重要
である。新聞等の世論調査結果によつても、国民
の七割余りが少額貯蓄制度の存続を強く期待して
いる。欧米主要国においても貯蓄優遇税制を設け
て、貯蓄の推進を図りながら、社会資本の整備に
活用されていると聞いている。少額貯蓄非課税制
度がこれまでに果たしてきた役割、更に今後果た
すべき役割を考えると、非課税制度は絶対に存
続させなければならない。よつて、少額貯蓄非課
税制度の意義を十分認識し、この制度を存続する
よう強く要請する。

第五五八号 昭和六十一年十一月十日受理
少額貯蓄の非課税制度の存続に関する請願

請願者 長野市南長野町下長野県議会内
森田恒雄
紹介議員 村沢 牧君
現在、政府税制調査会においては、税制の抜本的
改革を行う観点から少額貯蓄非課税制度の見直し
が検討されている。しかしながら、少額貯蓄制度
は、国民の日常生活に深く密着し、生活安定と福
祉の増進に大きな役割を果たしてきた。今後、高
齢化社会の進む中で、しかも厳しい財政下で公的
年金に多くを期待できない状況にあつては、自助
努力による資産形成の重要性は従来に増して重要
である。新聞等の世論調査結果によつても、国民
の七割余りが少額貯蓄制度の存続を強く期待して
いる。欧米主要国においても貯蓄優遇税制を設け
て、貯蓄の推進を図りながら、社会資本の整備に
活用されていると聞いている。少額貯蓄非課税制
度がこれまでに果たしてきた役割、更に今後果た
すべき役割を考えると、非課税制度は絶対に存
続させなければならない。よつて、少額貯蓄非課
税制度の意義を十分認識し、この制度を存続する
よう強く要請する。

第五五九号 昭和六十一年十一月十日受理
少額貯蓄の非課税制度の存続に関する請願

請願者 長野市南長野町下長野県議会内
森田恒雄
紹介議員 村沢 牧君
現在、政府税制調査会においては、税制の抜本的
改革を行う観点から少額貯蓄非課税制度の見直し
が検討されている。しかしながら、少額貯蓄制度
は、国民の日常生活に深く密着し、生活安定と福
祉の増進に大きな役割を果たしてきた。今後、高
齢化社会の進む中で、しかも厳しい財政下で公的
年金に多くを期待できない状況にあつては、自助
努力による資産形成の重要性は従来に増して重要
である。新聞等の世論調査結果によつても、国民
の七割余りが少額貯蓄制度の存続を強く期待して
いる。欧米主要国においても貯蓄優遇税制を設け
て、貯蓄の推進を図りながら、社会資本の整備に
活用されていると聞いている。少額貯蓄非課税制
度がこれまでに果たしてきた役割、更に今後果た
すべき役割を考えると、非課税制度は絶対に存
続させなければならない。よつて、少額貯蓄非課
税制度の意義を十分認識し、この制度を存続する
よう強く要請する。

第六一六号 昭和六十一年十一月十日受理
毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市宮園町四ノ一ジャ
パンエンバ宇都宮市宮園町内 石神静以
紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第六二三号 昭和六十一年十一月十一日受理
毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 川崎市宮前区けやき平一ノ二九ノ
五〇四 三谷富喜子
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第六二四号 昭和六十一年十一月十一日受理
毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 川崎市宮前区けやき平一ノ二九ノ
五〇四 三谷富喜子
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第六二五号 昭和六十一年十一月十一日受理
毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 川崎市宮前区けやき平一ノ二九ノ
五〇四 三谷富喜子
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第六二六号 昭和六十一年十一月十一日受理
毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 川崎市宮前区けやき平一ノ二九ノ
五〇四 三谷富喜子
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

昭和六十一年十二月六日印刷

昭和六十一年十二月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局